

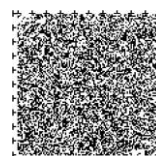
第11期 鳥栖市高齢者福祉計画

令和9（2027）年度～令和11（2029）年度



鳥栖市

右のマークは、音声コード
「Uni-Voice」です。専用
アプリ等で読み取ると、内容を
音声で聞くことができます。



ごあいさつ

～誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して～



まず始めに、今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表すとともに、被災された皆様、また、御家族、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。現地では、今も多くの方々による復興作業が熱心に続けられていますが、この震災により、改めて災害に対する備え、絆や助け合いの大切さを再認識いたしました。

わが国では、総人口が減少する中で、今後「団塊の世代」の全員が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えるほか、「団塊ジュニア世代」の高齢化により今後さらに高齢化が進行していき、65歳以上の高齢者は令和25（2043）年に3,953万人でピークを迎えるとされています。

鳥栖市においても、令和5年10月1日現在の高齢化率は24.2%と高齢化は進行しており、健康寿命の延伸のため、認知症対策や身体機能の維持等への対策や見守り等の支え合いがこれまで以上に求められています。

このたび策定いたしました「第10期鳥栖市高齢者福祉計画」は、本市の高齢者を対象に、令和6年度から令和8年度までの3年間における、介護保険給付対象サービス以外の高齢者に関わるサービスの必要な見込量等を定め、住み慣れた地域で暮らし続けるための事業を計画に示しています。

「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の理念にも通ずる「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して」を基本理念に掲げ、その実現に向け、市民の皆様・関係機関の皆様と連携しながらまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御参加と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見や御指導を賜りました「鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント等による貴重な御意見やアンケート調査等に御協力いただきました市民の皆様並びに御協力いただいた関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

鳥栖市長 向 門 慶 人

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨 2
2. 計画の位置づけ 3
3. 計画の策定体制 6
4. 計画の期間 7

第2章 高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計 11
2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計 17
3. 高齢者の実態と課題 19

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念 41
2. 基本目標 42

第4章 施策の展開

- 基本目標1 ～ 介護予防 ～ 地域参加と健康づくりの推進 50
1. 生きがいづくり・社会参加の促進 50
 2. 敬老事業 55
 3. 一般介護予防事業 58
 4. 介護予防・生活支援サービス事業 65
- 基本目標2 ～ 生活支援・住まい ～
- 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 68
1. 生活支援体制の構築・推進 68
 2. 在宅福祉サービス事業 71
 3. 災害に対する備え 75
 4. 見守り・支えあいのネットワーク構築 77
- 基本目標3 ～ 医療・介護 ～ 地域における多職種連携の推進 80
1. 認知症施策の推進 80
 2. 包括的支援事業 80
 3. 高齢者の権利擁護 82
 4. 在宅医療・介護連携の推進 85

第5章 鳥栖市認知症施策推進計画

1. 計画策定の背景と目的 87
2. 計画の基本理念と基本目標 88
3. 認知症に関する現状 89
4. 具体的取組 96

第6章 鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の背景と目的 101
2. 成年後見制度の概要 103
3. 計画の基本理念と基本目標 104
4. 権利擁護に関する現状 105
4. 具体的取組 111

第7章 計画の推進体制

1. 各種関係機関との連携及び計画の推進体制 115
- 資料編 117



第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

【背景】

わが国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。「令和 8 年版高齢社会白書※」によると、令和 7 (2025) 年 10 月 1 日時点の日本の総人口は 1 億 2,322 万人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者は 3,622 万人、高齢化率は 29.4%であるとされています。

既に「団塊の世代※」はおおむね 75 歳以上となっているほか、「団塊ジュニア世代※」の高齢化により今後さらに高齢化が進行していき、65 歳以上の高齢者は令和 25 (2043) 年に 3,953 万人でピークを迎えるとされています。

また、15～64 歳の生産年齢人口（現役世代）は急減し、令和 7 (2025) 年時点の高齢者 1 人に対して現役世代 2.0 人という比率は、令和 22 (2040) 年には高齢者 1 人に対し現役世代 1.6 人という比率になることが見込まれています。

このような中、国においては、要介護状態が重度化しても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、令和 7 (2025) 年を目途に医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム※の構築やその推進が図られてきました。

今後は、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と、生産年齢人口の減少が見込まれる令和 22 (2040) 年を見据え、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会※の更なる実現・深化を行うことが必要です。

本市では、令和 5 (2023) 年 10 月 1 日時点の高齢化率は 24.1%と高齢化は進行しており、これからさらに高くなることが予想され、健康寿命の延伸のため、認知症対策や身体機能の維持等への対策がこれまで以上に求められています。特に認知症については、本市の糖尿病と高血圧の有所見者の状況から、発症される方が増加することが予想されます。高齢者のみ世帯の増加、85 歳以上人口の増加に伴い、認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者の見守り体制の強化や意思決定支援、権利擁護の重要性が高まっています。

【趣 旨】

これまで本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度を計画期間とする『第 10 期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきました。

『鳥栖市高齢者福祉計画』は、鳥栖地区広域市町村圏組合による『介護保険事業計画』と一体的に策定されるもので、両計画は 3 年ごとの見直しが定められた法定計画であることから、今般の介護保険制度の改正や本市における高齢者の状況の変化等を踏まえつつ、計画の見直しをする必要があります。

これまでの国・県や本市の状況を踏まえ、本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・団体・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和 9 (2027) 年度～令和 11 (2029) 年度を計画期間とする『第 11 期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定します。

※の用語は、資料編 4.用語解説(99～104 ページ)に解説を掲載しています。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

【高齢者福祉計画】

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係るサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

老人福祉法 第 20 条の 8 第 1 項 第 7 項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村<u>介護保険事業計画</u>と一体的なものとして作成されなければならない。
--	---

【介護保険事業計画】

鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。

介護保険法 第 117 条 第 1 項 第 6 項	市町村は、<u>基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</u> 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村<u>老人福祉計画</u>と一体的なものとして作成されなければならない。
--	---

【認知症施策推進計画】

「鳥栖市認知症施策推進計画」は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 6 年施行）第 13 条の規定に基づき、本市における同法にかかる具体的施策の推進について定めた計画として策定するものです。

共生社会の実現
を推進するた
めの認知症基本
法
第 13 条
第 1 項
第 2 項

市町村は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

市町村計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

【成年後見制度利用促進基本計画】

「鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年施行）第 14 条の規定に基づき、本市における同法にかかる具体的施策の推進について定めた基本的な計画として策定するものです。

成年後見制度の
利用の促進に
関する法律
第 14 条
第 1 項

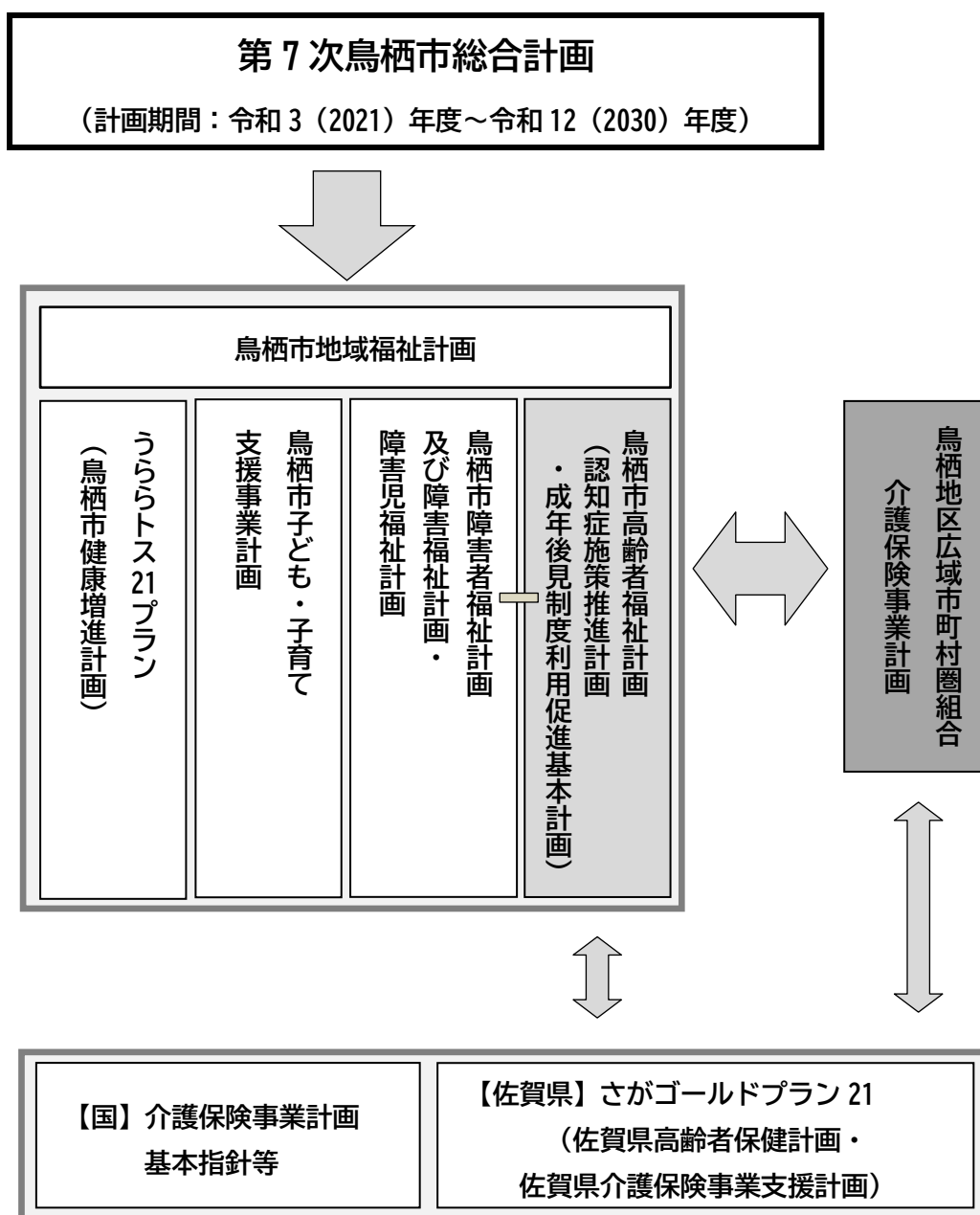
市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 鳥栖市の計画体系における位置づけ

本計画は、本市における最上位計画である「第7次鳥栖市総合計画」（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）の高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

また、本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第10期介護保険事業計画」（計画期間：令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）との整合性を図り、地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるほか、本市の他の福祉関連計画や保健・医療、住宅、生涯学習等の関連分野における市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

また、本計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和6年施行）に基づく認知症施策推進計画と、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年施行）に基づく成年後見制度利用促進基本計画を包含し、一体的に策定しています。



3. 計画の期間

介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行うことに合わせ、高齢者福祉計画についても介護保険事業計画と一体的なものとして作成しなければならないとされ（P3 参照）、今回策定する「鳥栖市高齢者福祉計画」は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3か年を計画期間とします。また、本計画で一体的に策定する「認知症施策推進計画」および「成年後見制度利用促進基本計画」についても、同様の計画期間とします。

また、計画策定にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に達するとともに、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等様々なニーズのある要介護高齢者の増加、生産年齢人口が急減することが見込まれる令和22（2040）年度を見据えた中長期視点から、これを行うこととしています。

元号	令和									
年度	6年 (2024年)	7年 (2025年)	8年 (2026年)	9年 (2027年)	10年 (2028年)	11年 (2029年)	12年 (2030年)	13年 (2031年)		22年 (2040年)
スケジュール	令和22（2040）年度を見据えた中長期視点からの計画									
	第10期高齢者福祉計画									
		(計画見直し)								
	第9期介護保険事業計画									
	介護保険料（3か年間）									
		(計画見直し)								
				第11期高齢者福祉計画 認知症施策推進計画 成年後見制度利用促進基本計画						
					(計画見直し)					
				第10期介護保険事業計画 介護保険料（3か年間）						
					(計画見直し)					

次期計画については、令和11（2029）年度中に見直しを行い、令和12（2030）年度から令和14（2032）年度を計画期間とする計画として策定を行うことになります。

4. 計画の策定体制

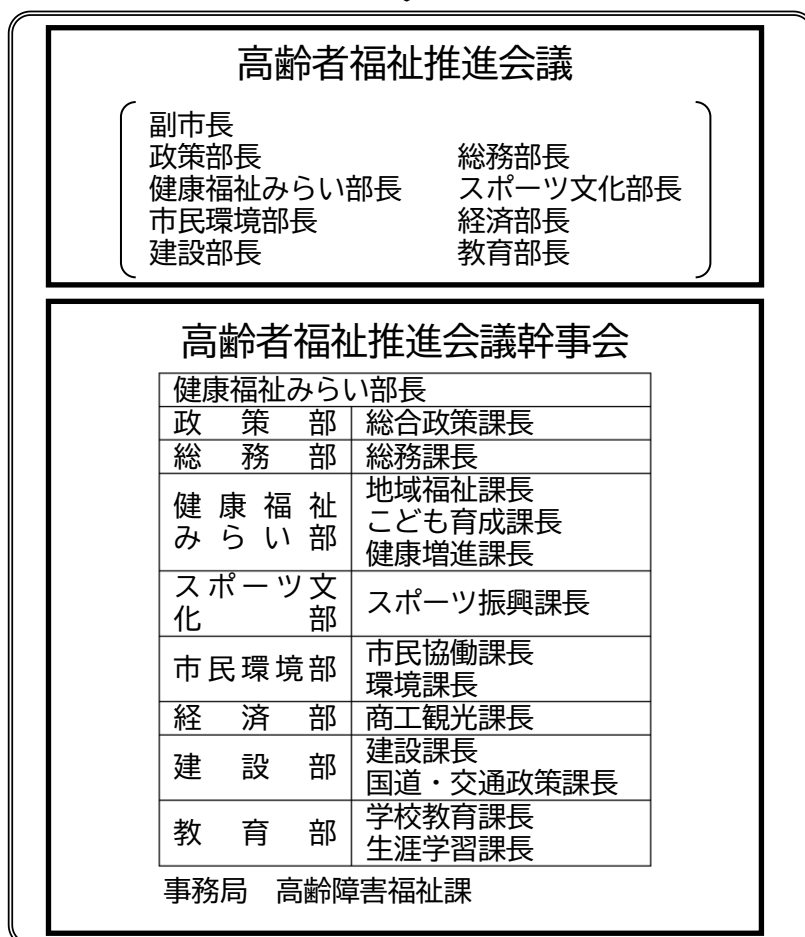
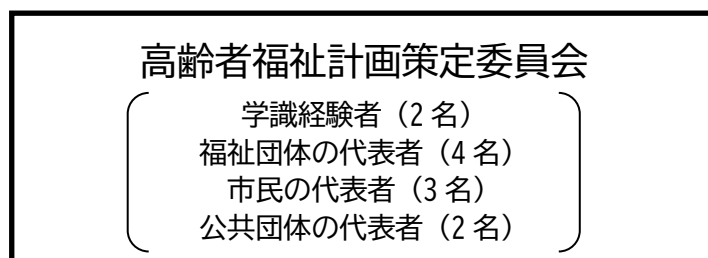
(1) 鳥栖市高齢者福祉推進会議

本計画の策定及び策定後の計画推進のため、副市長及び各部の部長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議」並びに関係各課の課長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議幹事会」を設置し協議を行い、鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会との調整を行います。

(2) 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

高齢者福祉施策については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた施策展開が求められています。

そのため、本計画は学識経験者及び福祉団体・市民・公共団体の代表者で構成し幅広い分野の関係者を委員とする「鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会」において協議を行い、策定します。



(3) 高齢者要望等調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、成年後見制度に関するアンケート調査）

〔調査の目的〕

本調査は、鳥栖市における高齢者等の生活実態や健康状態等を把握し、本計画並びに鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第 10 期介護保険事業計画」の基礎資料とすることを目的に実施しました。

〔調査の種類と配布・回収状況〕

令和 7（2025）年 11 月 5 日～11 月 30 日及び令和 8（2026）年 1 月に実施しました。

各調査の概要及び配布・回収状況は次のとおりです。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

調査対象者	要介護 1～5 の認定を受けていない 65 歳以上の高齢者
調査期間	令和 7（2025）年 11 月 5 日～11 月 30 日
調査方法	郵送配布－郵送回収
配布・回収状況	配布数：2,568 人 有効回収数：1,936 人 有効回収率：75.4%

【在宅介護実態調査】

調査対象者	更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける在宅の要介護認定者
調査期間	令和 7（2025）年 11 月 5 日～11 月 30 日
調査方法	郵送配布－郵送回収
配布・回収状況	配布数：1,027 人 有効回収数：580 人 有効回収率：56.5%

【認知症・成年後見制度※に関するアンケート調査】（鳥栖市独自調査）

調査対象者	18～74 歳の市内在住者
調査期間	令和 8（2026）年 1 月
調査方法	郵送配布－郵送回収・web 回答
配布・回収状況	配布数：1,500 人 有効回収数：634 人 有効回収率：42.3%

(4) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度とは、市民の皆様の声を市政に生かすため、市の重要な政策等を決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆様の意見を頂き、その意見等を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方の意見を伺うことで、市が意思決定を行うにあたって、公正の確保と透明性の向上を図るためです。



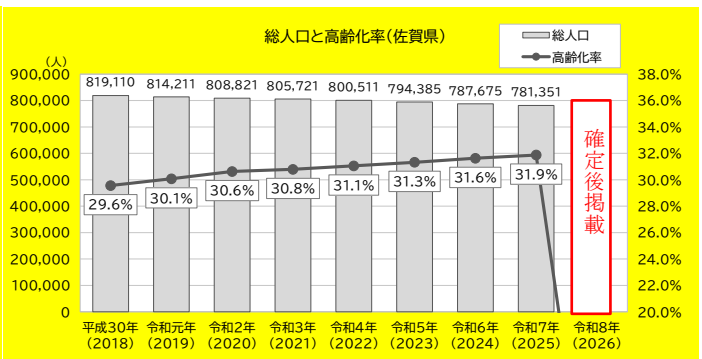
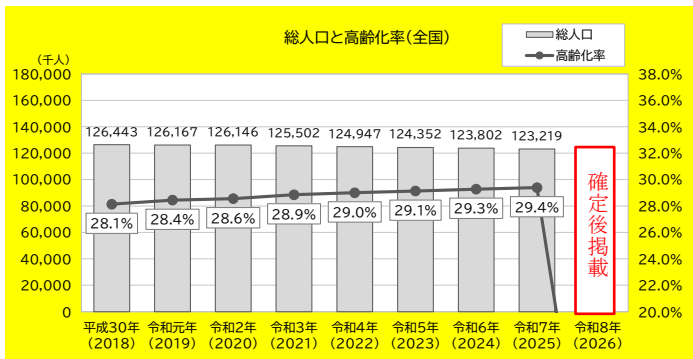
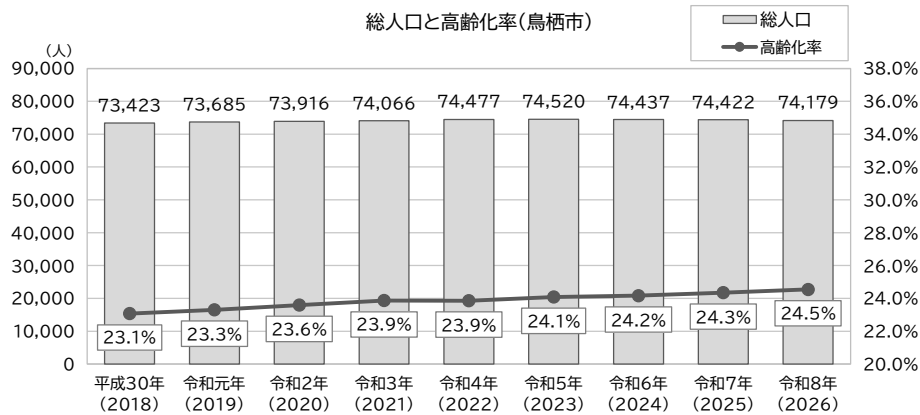
第2章

高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計

(1) 総人口・高齢者人口の現状

本市の総人口は依然として増加傾向で推移しており、令和8（2026）年には74,179人となっています。高齢化率は令和8（2026）年には24.5%となっており、全国に比べて約●ポイント、佐賀県全体に比べて約●ポイント低い水準となっています。

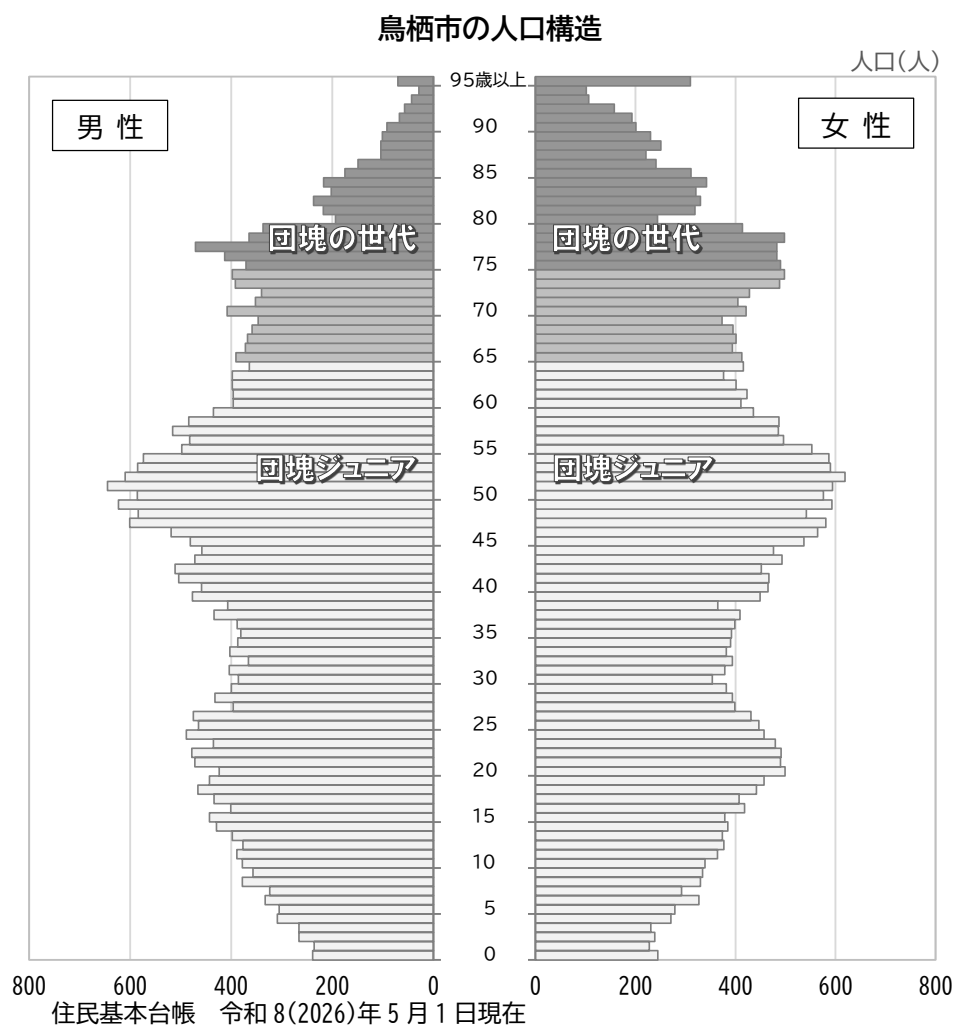


		住民基本台帳(各年10月1日時点)								
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
総数		73,423	73,685	73,916	74,066	74,477	74,520	74,437	74,422	74,179
0～14歳		11,739	11,541	11,417	11,236	10,964	10,619	10,253	9,885	9,599
15～39歳		21,030	20,918	20,780	20,734	21,021	21,098	21,075	21,200	21,172
40～64歳		23,711	24,054	24,279	24,417	24,723	24,852	25,119	25,217	25,200
65歳以上		16,943	17,172	17,440	17,679	17,769	17,951	17,990	18,120	18,208
65～74歳		8,764	8,737	8,862	9,074	8,782	8,602	8,240	8,063	7,943
75歳以上		8,179	8,435	8,578	8,605	8,987	9,349	9,750	10,057	10,265
総数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳		16.0%	15.7%	15.4%	15.2%	14.7%	14.2%	13.8%	13.3%	12.9%
15～39歳		28.6%	28.4%	28.1%	28.0%	28.2%	28.3%	28.3%	28.5%	28.5%
40～64歳		32.3%	32.6%	32.9%	32.9%	33.2%	33.3%	33.7%	33.9%	34.0%
65歳以上		23.1%	23.3%	23.6%	23.9%	23.9%	24.1%	24.2%	24.3%	24.5%
65～74歳		11.9%	11.9%	12.0%	12.3%	11.8%	11.5%	11.1%	10.8%	10.7%
75歳以上		11.2%	11.4%	11.6%	11.6%	12.1%	12.5%	13.1%	13.5%	13.8%

鳥栖市：住民基本台帳（平成30(2018)年～令和4(2022)年：10月1日現在、令和5(2023)～7(2025)年：9月末現在、令和8(2026)年：5月末現在実績）

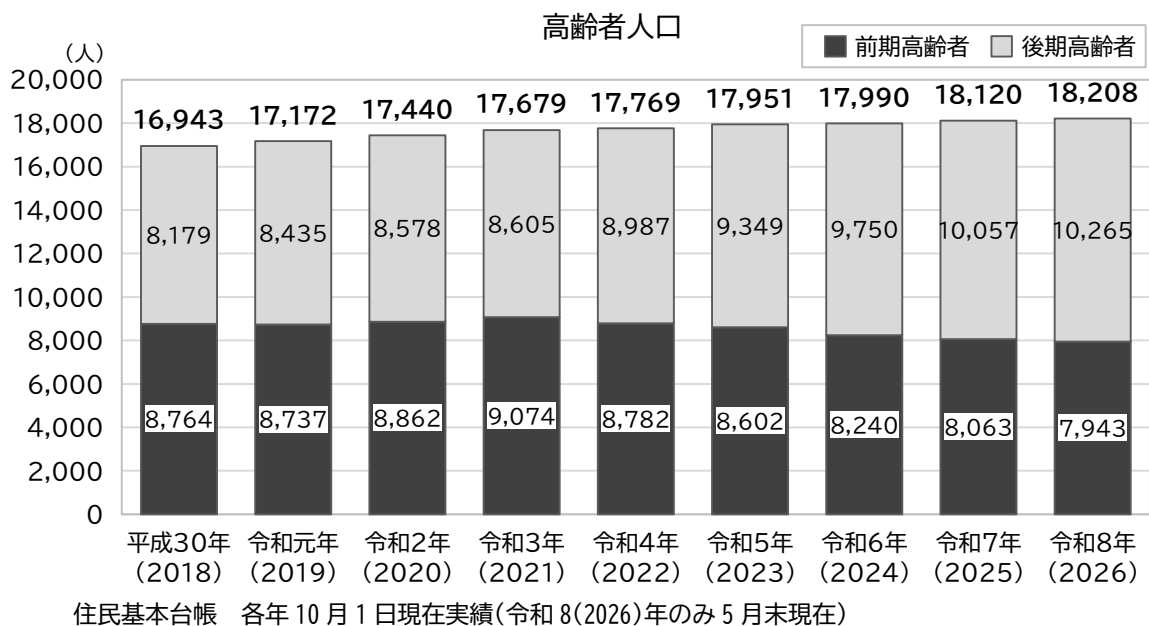
全 国：総務省統計局人口推計（平成27（2015）年～令和4（2022）年：10月1日現在人口、令和5（2023）年のみ9月1日現在人口）

佐賀県：佐賀県推計人口（平成27（2015）年～令和4（2022）年：10月1日現在人口、令和5（2023）年のみ4月1日現在人口）

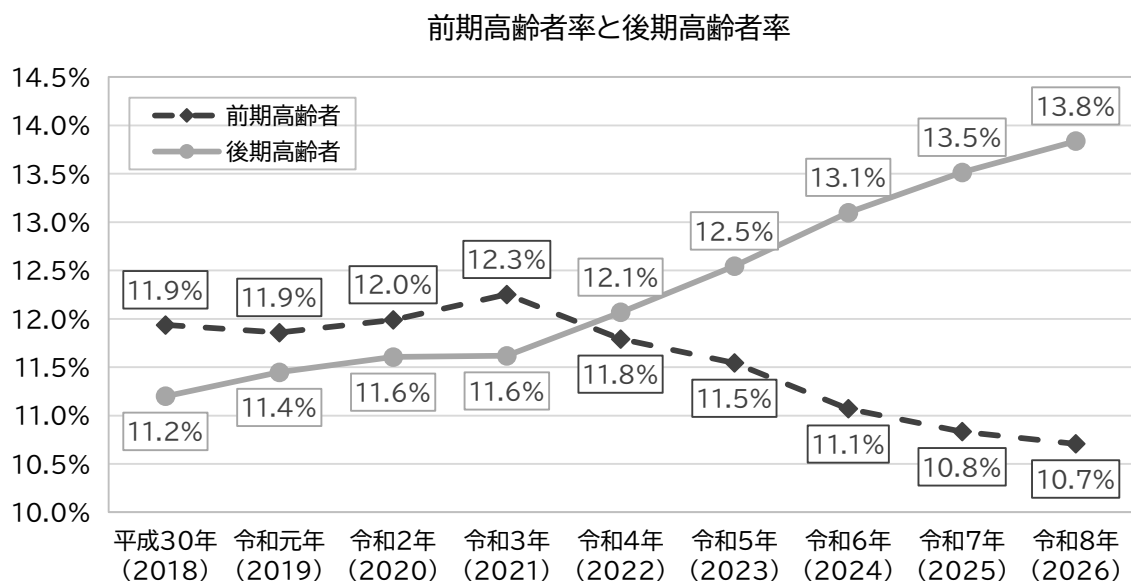


高齢者人口については、一貫して増加を続けており、令和8(2026)年には18,208人となっています。

前期高齢者※(65～74歳)・後期高齢者※(75歳以上)別にみると、前期高齢者は令和3(2021)年をピークに5年間で1,131人減少しています。後期高齢者は増加を続け、平成30(2018)年度と比べると2,086人増加しています。



前期高齢者、後期高齢者が総人口に占める割合をみると、前期高齢者率は令和 3（2021）年をピークに減少しているのに対し、後期高齢者率は増加傾向が急になっています。



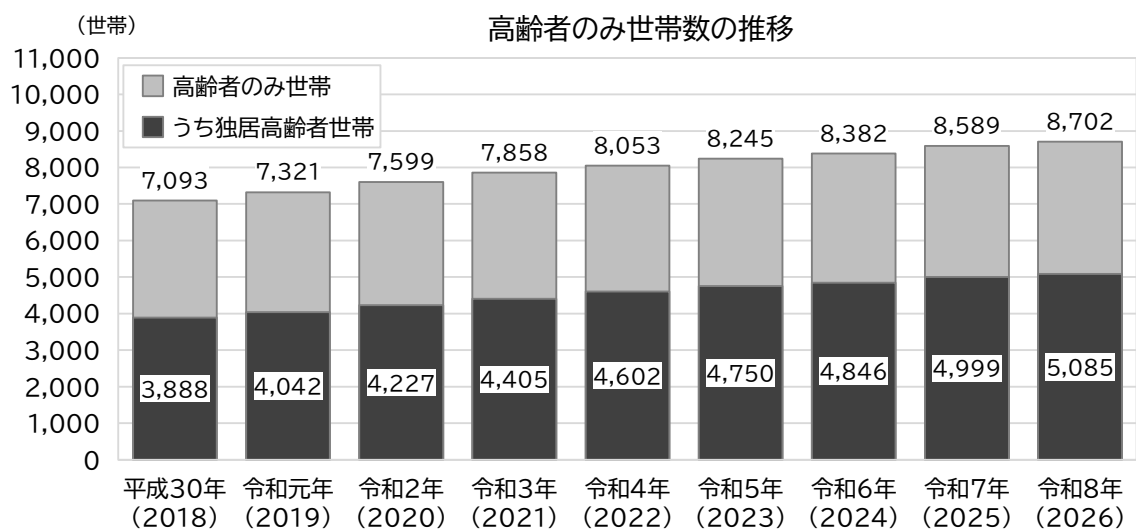
住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在実績(令和 8(2026)年のみ 5 月末現在)

(2) 高齢者のみ世帯の現状

高齢者のみ世帯は他の世帯と比べて、老老介護をされている世帯や見守り・緊急時の対応等が困難な世帯等、支援が必要となる可能性が高くなります。

本市の高齢者のみ世帯数は、年々増加傾向にあり、平成 30（2018）年から令和 8（2026）年までの 8 年間に 1,609 世帯増となっています。

また、独居高齢者世帯数も同様に増加傾向にあり、平成 30（2018）年から令和 8（2026）年までの 8 年間に 1,197 世帯増となっています。



高齢者のみ世帯：65 歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

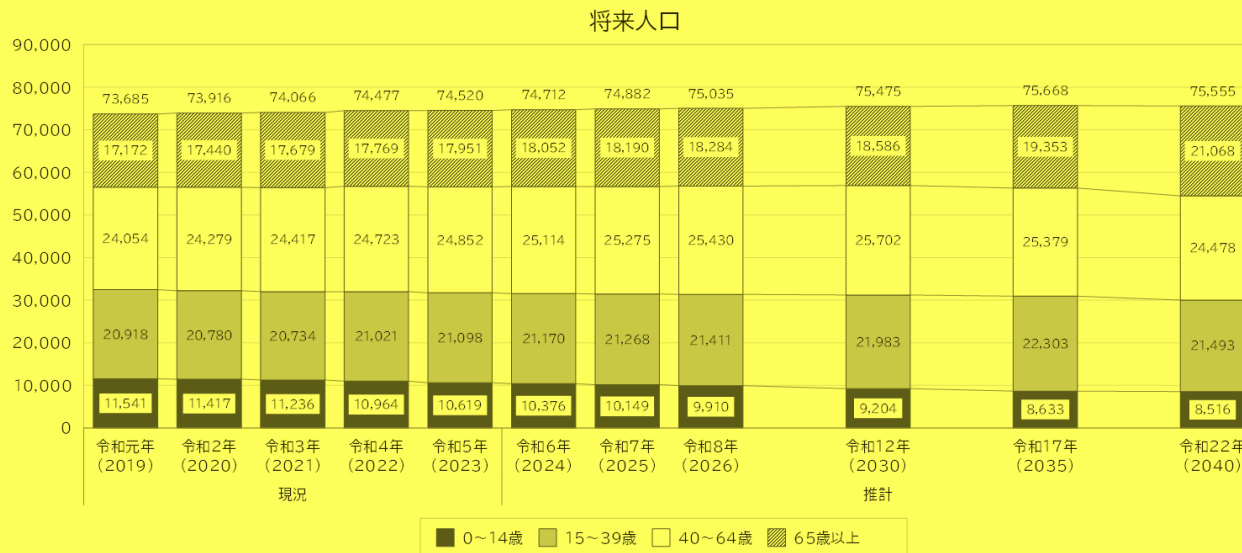
独居高齢者世帯：65 歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯

住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在実績(令和 8(2026)年のみ 5 月末現在)

(3) 総人口・高齢者人口の将来推計

※将来人口は、性別・1歳別のコーホート変化率※による推計です。

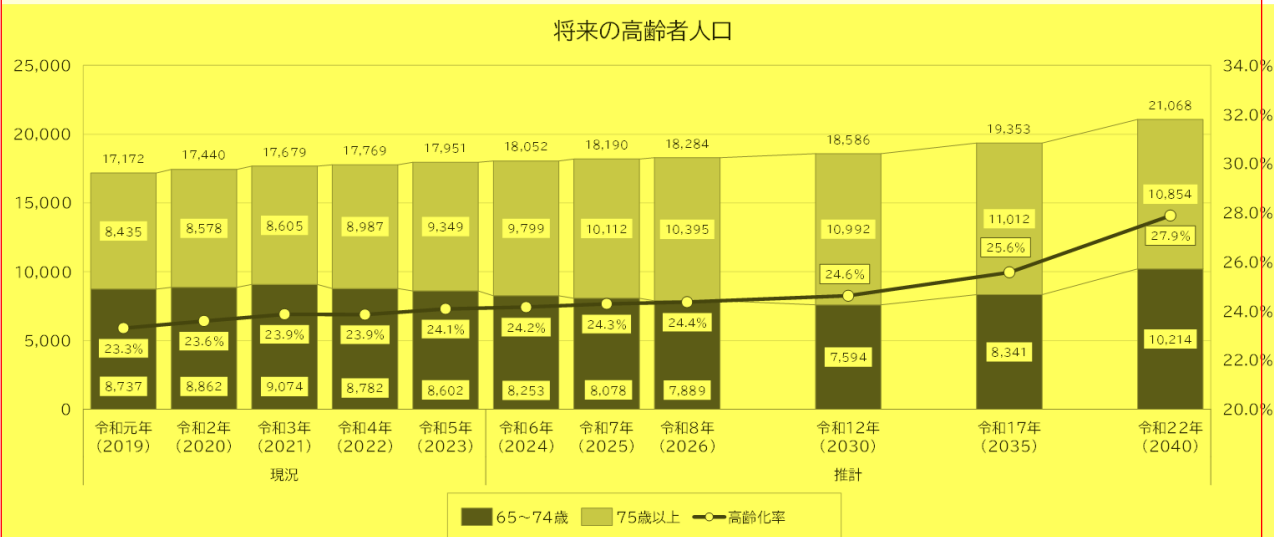
本市の総人口については、今後も緩やかな増加傾向で推移し、令和8(2026)年には75,035人に、令和22(2040)年には75,555人になるものと見込まれます。



住民基本台帳 令和元(2019)年～令和5(2023)年は10月1日現在実績、令和6(2024)年以降は実績値の推移に基づいた推計値

将来の高齢者人口についても、増加傾向で推移し、令和8(2026)年には18,284人に、また、令和22(2040)年には21,068人になると見込まれます。この間、前期高齢者は令和3(2021)年をピークに減少に転じますが、令和12(2030)年以降は再び増加することが見込まれます。

前回から未更新

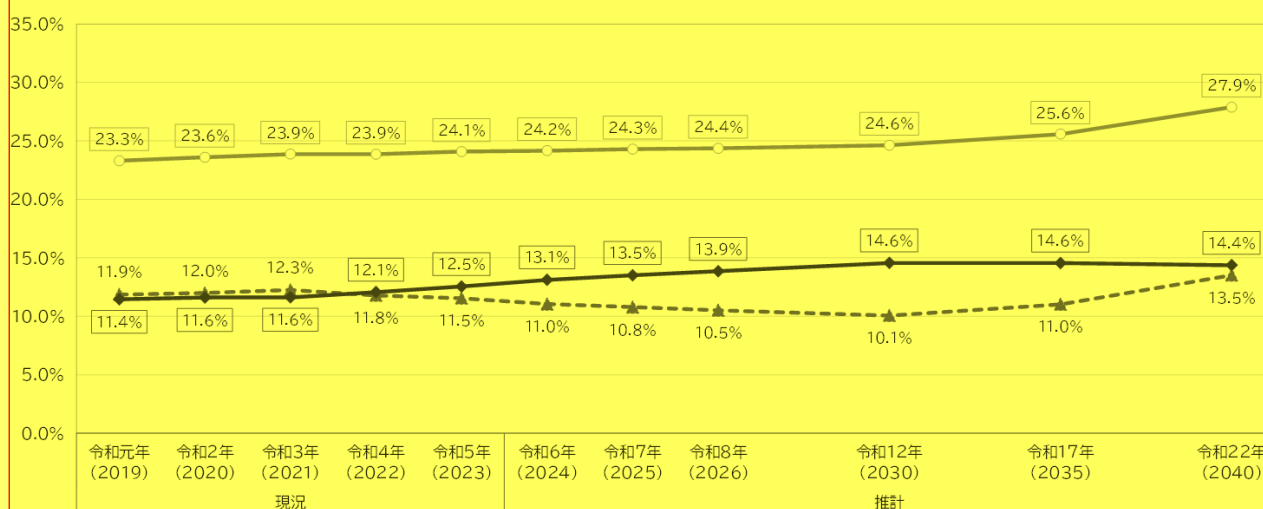


住民基本台帳 令和元(2019)年～令和5(2023)年は10月1日現在実績、令和6(2024)年以降は実績値の推移に基づいた推計値

高齢化率についても、微増の傾向で推移し、令和8（2026）年に24.4%、また、令和22（2040）年には27.9%まで増加するものと見込まれます。

この間、後期高齢者率（総人口に占める後期高齢者の割合）は令和12（2030）年頃までは増加を続け、その後令和22（2040）年頃まではほぼ横ばいで推移する見込みです。前期高齢者率（総人口に占める前期高齢者の割合）については令和12（2030）年頃まで減少傾向にありますが、その後令和22（2040）年頃にかけて再び増加する見込みです。

将来の高齢化状況

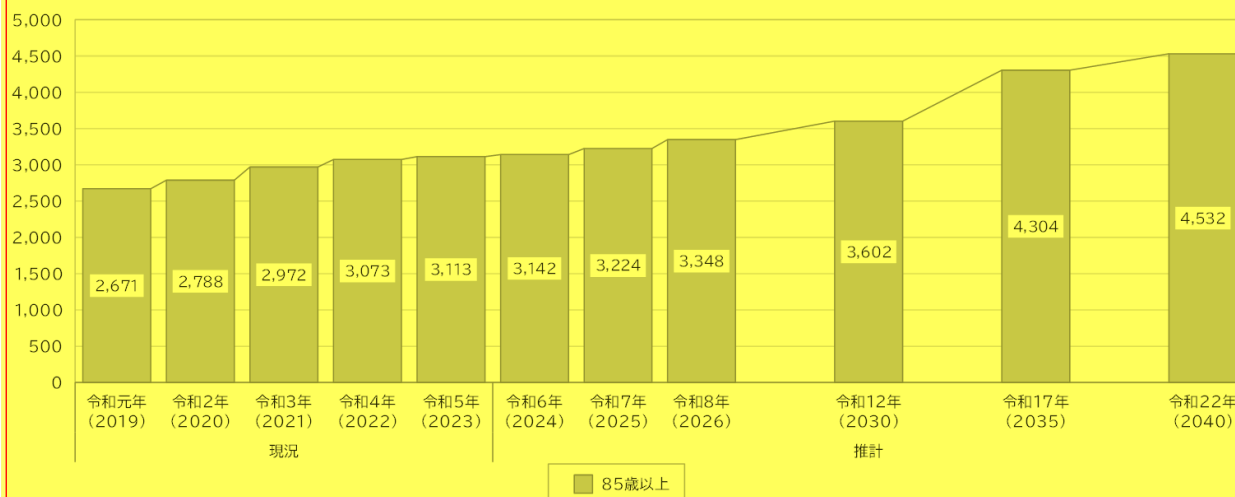


前回から未更新

住民基本台帳 令和元（2019）年～令和5（2023）年は10月1日現在実績、令和6（2024）年以降は実績値の推移に基づいた推計値

医療と介護双方のニーズを有しやすい85歳以上人口についても、令和8（2026）年には3,348人、令和22（2040）年には4,532人にまで増加するものと見込まれます。

85歳以上の将来人口



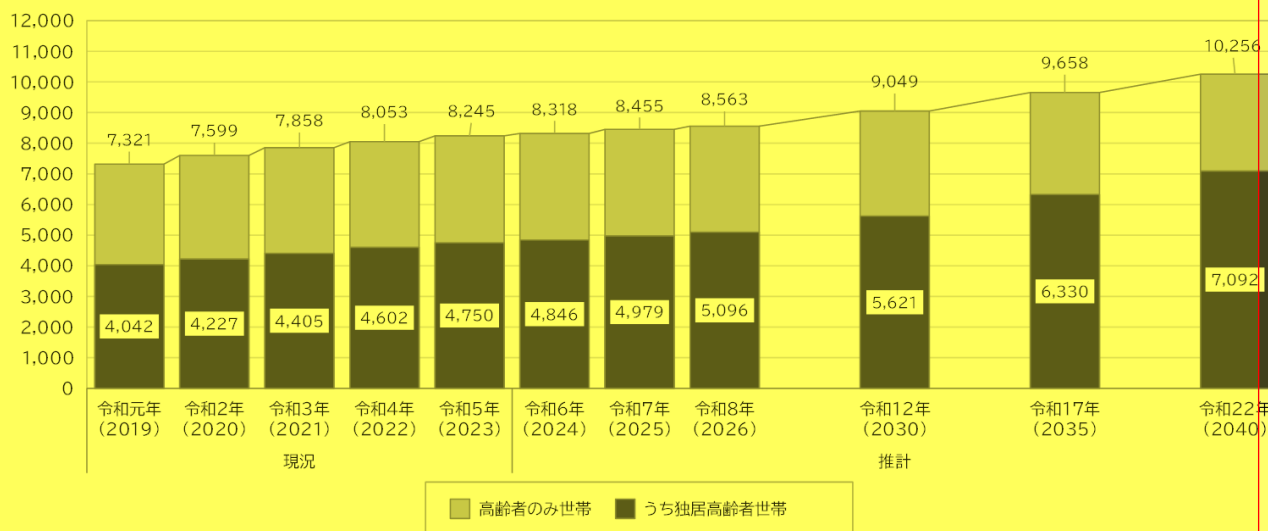
住民基本台帳 令和元（2019）年～令和5（2023）年は10月1日現在実績、令和6（2024）年以降は実績値の推移に基づいた推計値

(4) 高齢者のみ世帯の将来推計

本市の高齢者のみ世帯数は、令和 8（2026）年には 8,563 世帯、令和 22（2040）年には 10,256 世帯にまで増加するものと見込まれます。

また、独居高齢者世帯数は、令和 8（2026）年には 5,096 世帯、令和 22（2040）年には 7,092 世帯にまで増加するものと見込まれます。

高齢者のみ世帯数の将来推計

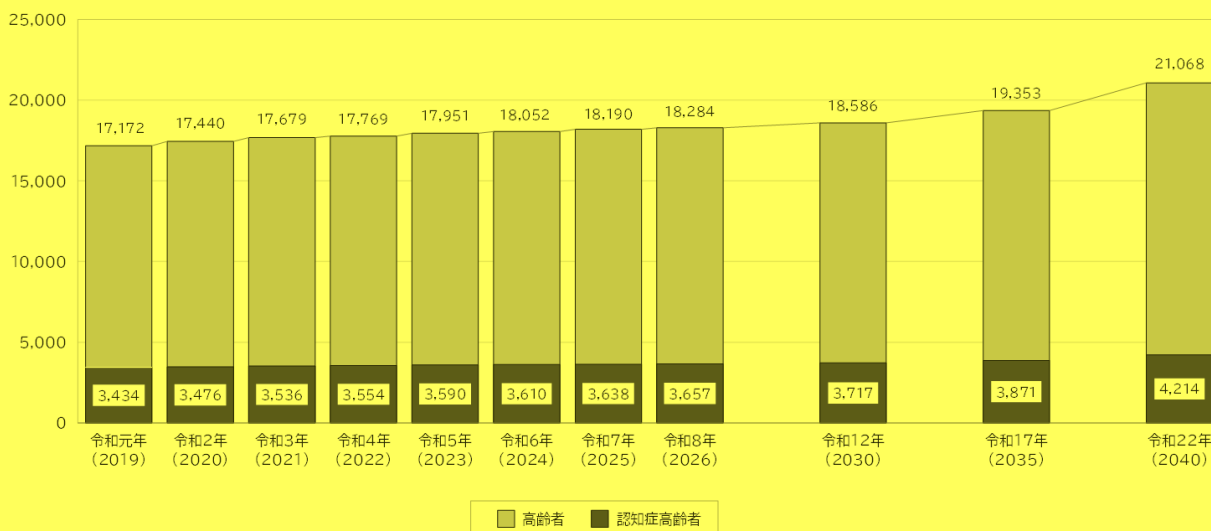


住民基本台帳 令和元（2019）年～令和 5（2023）年は 10 月 1 日現在実績、令和 6（2024）年以降は実績値の推移に基づいた推計値

(5) 認知症高齢者の将来推計

本市の認知症高齢者については、高齢者人口の増加や高齢者のみ世帯の増加に伴い、令和 8（2026）年には 3,657 人に、また、令和 22（2040）年には 4,214 人にまで増加するものと見込まれます。

将来の認知症高齢者数



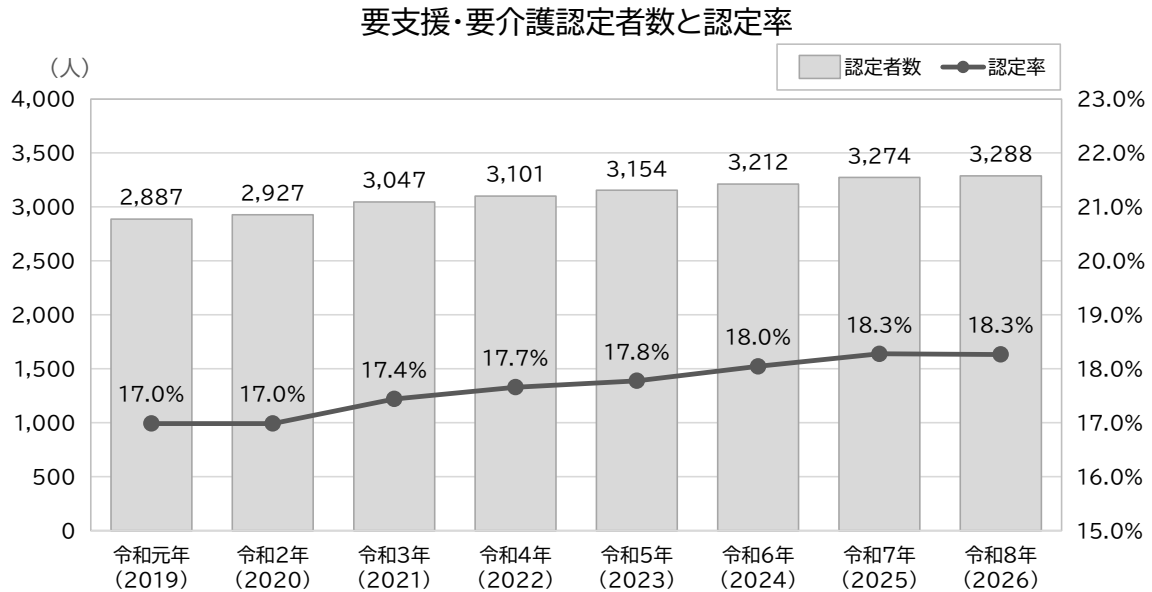
住民基本台帳 令和元（2019）年～令和 5（2023）年は 10 月 1 日現在実績、令和 6（2024）年以降は実績値の推移に基づいた推計値
 認知症高齢者については、高齢者人口に認知症推定値有病率 20%（5 人に 1 人）を乗じて算出
 厚生労働省 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要より

2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の現状

高齢者のうち要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和8（2026）年には3,288人となっています。

第1号被保険者に占める割合（認定率）としてみると、令和8（2026）年には18.3%となっています。



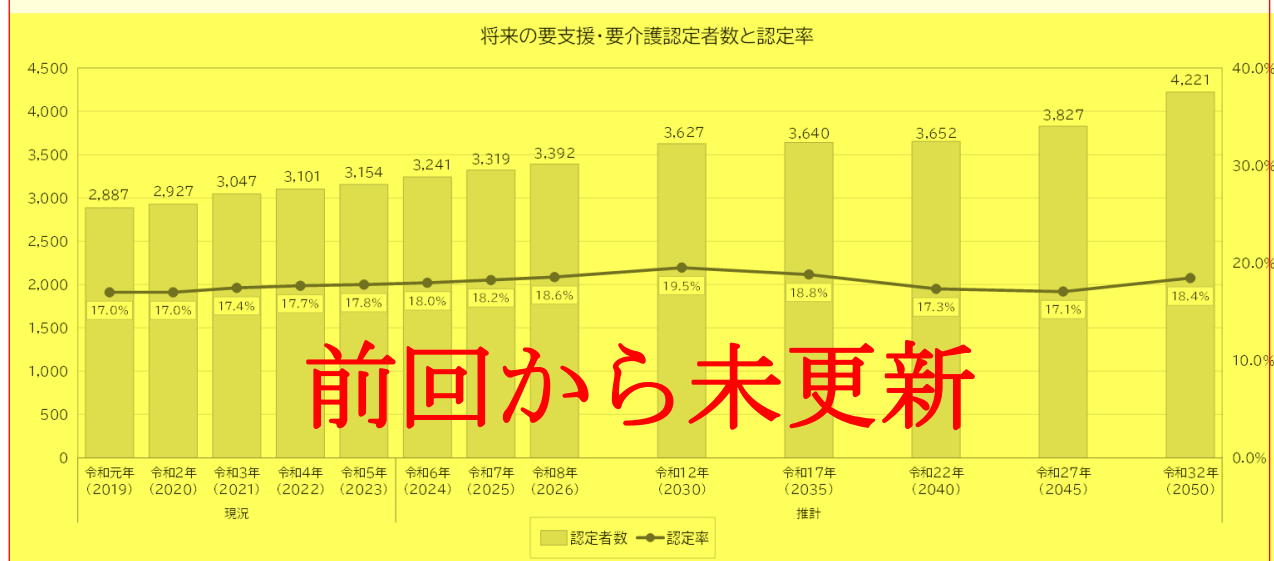
	鳥栖地区広域市町村圏組合 統計情報【各年9月末(R8のみ5月末)】									比 (R8/H30)
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	
認定者数	2,830	2,887	2,927	3,047	3,101	3,154	3,212	3,274	3,288	1.16
要支援1	375	377	386	370	369	380	435	445	431	1.15
要支援2	439	459	441	474	492	510	512	518	523	1.19
要介護1	793	841	890	961	938	967	927	946	988	1.25
要介護2	396	410	421	409	440	440	469	463	458	1.16
要介護3	347	323	360	377	394	399	383	406	393	1.13
要介護4	287	282	270	288	300	297	314	321	306	1.07
要介護5	193	195	159	168	168	161	172	175	189	0.98
認定率	16.9%	17.0%	17.0%	17.4%	17.7%	17.8%	18.0%	18.3%	18.3%	

認定率＝認定者数/鳥栖市在住（鳥栖市の被保険者を含む）で住所地特例施設※に入所しているものを除く第1号被保険者数（65歳以上高齢者）

(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

高齢者のうち要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加傾向が予想され、令和 8（2026）年には 3,392 人に、令和 22（2040）年には 3,652 人となり、その後も増加するものと見込まれます。

認定率については、令和 12（2030）年頃まで増加傾向で推移し、令和 8（2026）年には 18.6%、令和 12（2030）年には 19.5%になるものと見込まれます。令和 12（2030）年以降は高齢者人口に占める前期高齢者数の割合が増加するため、認定率は一時的に低下し、その後は団塊ジュニア世代が 75 歳以上の後期高齢者となっていくため、再び上昇していく見込みです。



認定率＝認定者数/鳥栖市在住（鳥栖市の被保険者を含む）で住所地特例施設に入所しているものを除く第 1 号被保険者数（65 歳以上高齢者）

令和元（2019）年～令和 5（2023）年は 9 月末現在実績、令和 6（2024）年以降は実績値の推移に基づいた推計値

3. 高齢者の実態と課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者の生活実態や健康状態を把握するために介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

①生活機能リスクの状況

国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、高齢者の生活機能や日常生活・社会参加について評価・判定を行うことができます。

生活機能のリスク該当者※の割合を前回の調査と比較すると、「転倒」や「うつ」の項目でリスク該当者が増加している状況です。「転倒」により骨折すると要介護状態となる可能性が高いため、転倒をしないための身体づくりが必要だといえます。さらに「認知症」のリスク該当者は5割以上で依然として割合が高くなっています。その背景には、KDB※と介護認定との突合により糖尿病と高血圧が多くいるため、介護認定の大きな要因として関連が分かっています。今後、リスク該当者が認知症を発症し、介護が必要な状態となる人が多くなることも考えられます。

【生活機能のリスク該当者】

		調 査 数 「人」	生活機能								(%)
			虚弱	運動器	転倒	閉じこもり	栄養	口腔	認知症	うつ	
			(該当 10点以上)	(該当 3点以上)	(該当 1点以上)	(該当 1点以上)	(該当 2点以上)	(該当 2点以上)	(該当 1点以上)	(該当 1点以上)	
鳥栖広域全体		3,779	7.5	14.4	30.9	14.2	1.7	22.0	51.2	37.8	
鳥栖市全体		1,936	7.5	14.6	30.9	14.5	1.7	22.3	50.8	38.1	
【参考(前回)】鳥栖市全体		1,739	8.6	15.4	29.7	16.2	1.7	24.3	53.7	36.3	
性・年齢	【男性 計】	871	6.5	9.8	28.7	13.2	1.7	22.3	51.5	37.0	
	65～69歳	196	2.6	5.1	21.9	10.2	-	17.3	46.9	38.8	
	70～74歳	214	4.7	7.0	26.2	8.9	1.9	18.2	46.3	35.5	
	75～79歳	221	4.5	7.7	24.9	9.0	1.8	22.2	47.1	31.7	
	80～84歳	154	9.7	12.3	38.3	20.1	2.6	29.9	63.6	41.6	
	85歳以上	86	19.8	27.9	43.0	29.1	3.5	30.2	65.1	41.9	
	【女性 計】	1,065	8.4	18.5	32.8	15.6	1.7	22.3	50.2	39.0	
	65～69歳	216	2.8	8.8	25.5	6.9	0.5	15.7	44.9	40.7	
	70～74歳	276	3.3	8.3	28.6	9.4	0.4	18.8	43.8	37.3	
	75～79歳	276	5.8	15.6	32.6	13.8	1.8	23.9	51.8	37.7	
	80～84歳	168	13.1	26.8	36.3	25.0	1.8	22.6	50.0	38.7	
85歳以上	129	27.9	51.9	49.6	34.9	6.2	37.2	69.8	42.6		
日常生活圏域	鳥栖地区	664	6.6	13.7	32.7	12.0	1.2	21.1	49.7	37.7	
	田代基里地区	414	8.7	17.1	33.6	16.4	2.9	22.2	53.1	38.2	
	若葉弥生が丘地区	295	7.1	13.9	30.5	15.6	1.7	25.8	54.9	37.3	
	鳥栖西地区	563	8.0	14.0	27.2	15.5	1.4	22.0	48.3	38.9	

■ 鳥栖市全体に比べて、リスク該当者の割合が高い(+3ポイント以上)

リスク該当者：国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き（令和7（2025）年8月）」に基づき、リスクがあると判定された者

②日常生活・社会参加指標低下者の状況

日常生活・社会参加指標の低下者の割合を前回の調査と比較すると、「知的能動性」の項目で、低下者が増加している状況です。また、「社会的役割」の低下者は依然として6割を超えており、特にすべての年代に置いて男性の低下者の割合が高いです。

社会参加により、新たな知人や友人ができる・生活に充実感が出る等の効果がもたらされるため、社会参加の機会を増やすことが必要だといえます。また、家族や友人・知人から情報を得る方が多いことから、社会参加を促すことで、より多くの情報に触れる機会の創出にもつなげる必要があります。

【日常生活・社会参加指標の低下者】

(%)

		調査数「人」	日常生活・社会参加			
			手段的自立度 (IADL)	知的能動性	社会的役割	老研指標総合評価
			(低下 4点以下)	(低下 3点以下)	(低下 3点以下)	(低下 10点以下)
鳥栖広域全体		3,779	15.7	54.4	59.7	35.4
鳥栖市全体		1,936	16.5	56.8	61.5	37.3
【参考(前回)】鳥栖市全体		1,739	16.8	46.6	63.6	34.7
性・年齢	【男性 計】	871	22.2	59.6	69.5	44.0
	65～69歳	196	13.8	67.4	73.5	42.4
	70～74歳	214	14.9	61.2	68.2	43.0
	75～79歳	221	23.5	56.1	64.7	37.6
	80～84歳	154	30.5	51.9	68.9	48.7
	85歳以上	86	40.7	60.4	76.7	58.1
	【女性 計】	1,065	11.7	54.6	55.0	32.0
	65～69歳	216	5.6	60.7	54.2	27.3
	70～74歳	276	6.6	54.4	50.7	26.1
	75～79歳	276	8.4	50.7	52.1	27.6
	80～84歳	168	15.4	49.5	51.2	38.7
	85歳以上	129	35.7	59.7	76.7	52.7
日常生活圏域	鳥栖地区	664	13.8	57.8	61.5	34.9
	田代基里地区	414	19.8	56.3	60.6	37.4
	若葉弥生が丘地区	295	19.7	53.6	63.4	40.3
	鳥栖西地区	563	15.3	57.8	61.3	38.5

鳥栖市全体に比べて、低下者の割合が高い(+3ポイント以上)

手段的自立度：電話の使い方、買物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理等の日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を判定するもの。

知的能動性：情報を自ら収集して表現できる能力。

社会的役割：知人宅への訪問や若年層との会話の有無等の度合い

老研指標総合評価：手段的自立度（IADL）・知的能動性・社会的役割の合計点。

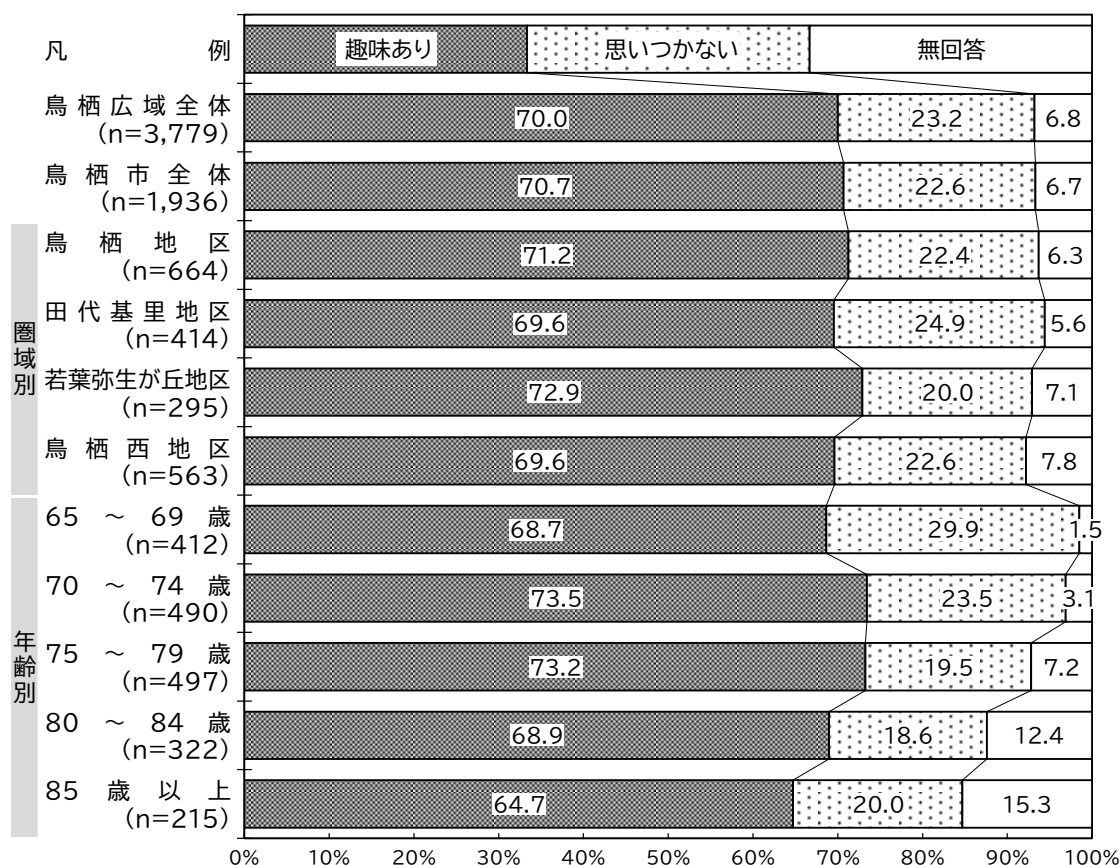
③趣味・生きがい

[趣味]

鳥栖市全体では、7割の方が「趣味」を持っています。

年齢別にみると、70～79歳では「趣味あり」の割合が7割強と他の年齢に比べて高くなっています。

趣味の有無と、『月1回以上』参加したことがある各活動との関係をみると、全ての活動において「趣味あり」の方ほど参加割合が高くなっており、特に「スポーツ関係」や「趣味関係」は趣味の有無で参加割合の差が大きくなっています。



		調 査 数 「人」	『月1回以上』参加したことがある人の割合								(%)
			ボラン ティア	スポー ツ関係	趣味 関係	学習 ・ 教養	介護予 防のた めの通 いの場	老人 クラブ	町内会 ・ 自治会	収入の ある 仕事	
鳥栖広域全体		3,779	9.9	21.2	20.3	6.0	9.1	6.5	8.3	25.0	
鳥栖市全体		1,936	8.5	20.3	19.9	5.7	6.7	5.4	7.4	24.5	
有 趣 無 味	趣味あり	1,368	10.7	25.2	27.0	7.4	7.3	6.3	8.7	27.1	
	思いつかない	438	3.2	7.8	1.4	1.6	4.5	2.3	4.8	22.6	

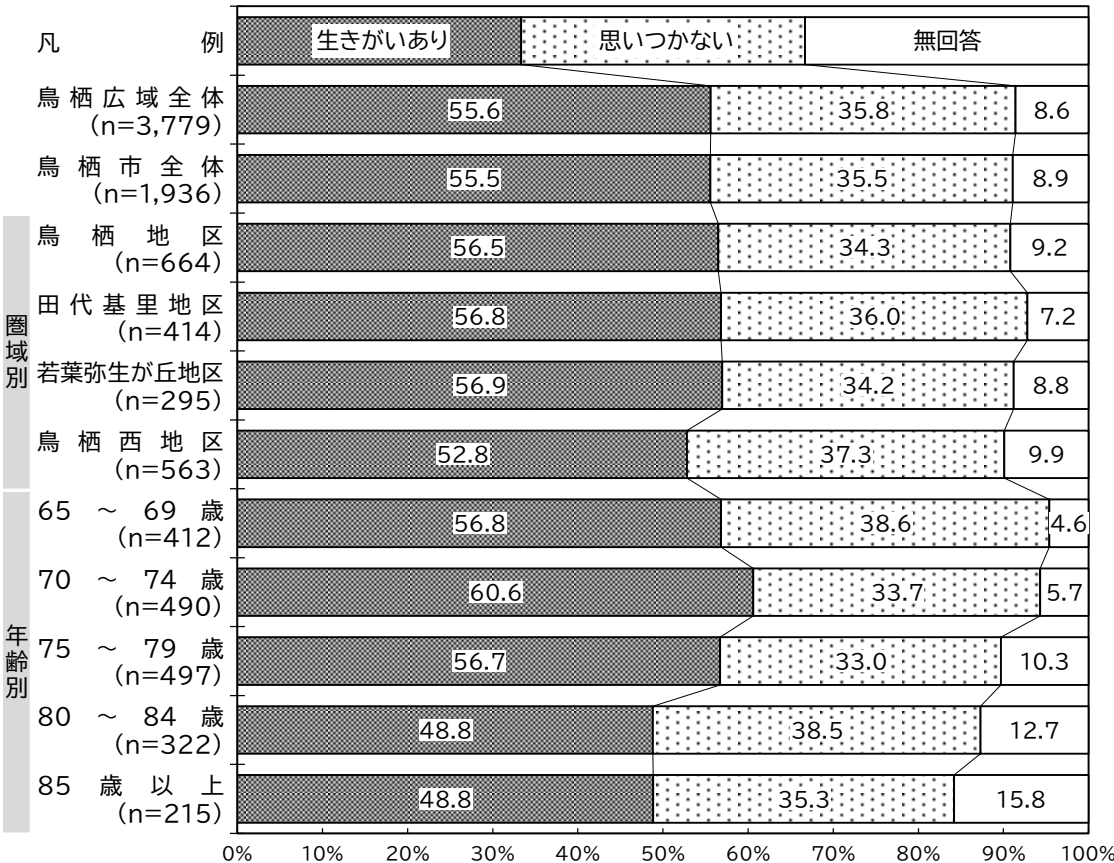
鳥栖市全体に比べて、月1回以上参加者の割合が高い(+3ポイント以上)

【生きがい】

鳥栖市全体では、6割弱の方が「生きがい」を持っています。

年齢別にみると、70～74歳では「生きがいあり」の割合が6割を超えており、他の年齢に比べて高くなっています。

生きがいの有無と、『月1回以上』参加したことがある各活動との関係を見ると、全ての活動において「生きがいあり」の方ほど参加割合が高くなっており、特に「ボランティア」や「スポーツ関係」、「趣味関係」、「収入のある仕事」は生きがいの有無で参加割合の差が大きくなっています。



		調 査 数 「人」	『月1回以上』参加したことがある人の割合								(%)
			ボラン ティア	スポー ツ関係	趣味 関係	学習 ・ 教養	介護予 防のため の通いの場	老人 クラブ	町内会 ・ 自治会	収入の ある 仕事	
鳥栖広域全体		3,779	9.9	21.2	20.3	6.0	9.1	6.5	8.3	25.0	
鳥栖市全体		1,936	8.5	20.3	19.9	5.7	6.7	5.4	7.4	24.5	
生きがいの有無が	生きがいあり	1,075	13.0	25.9	28.0	8.5	8.5	6.2	9.9	30.0	
	思いつかない	688	2.3	12.6	9.9	2.0	3.8	3.1	3.8	19.7	

鳥栖市全体に比べて、月1回以上参加者の割合が高い(+3ポイント以上)

④社会参加

【会・グループ等への参加頻度】

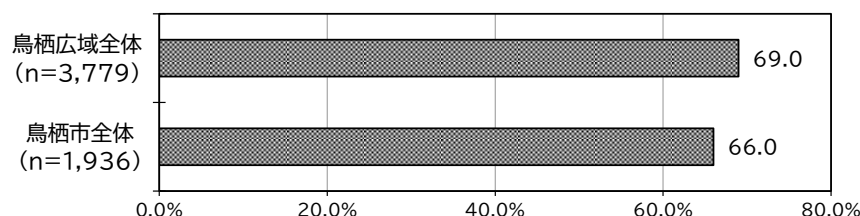
会やグループ等へ月1回以上参加したことがある人の割合をみると、前回の調査と比較して、「介護予防のための通いの場」や「町内会・自治会」の割合については、ほぼ横ばいです。関連して、たすけあいの状況を調査したところ、家族や友人・知人以外の相談相手について「いない」と答えた割合は4割弱となっており、身近な相談相手を広げる機会として会・グループへの参加は重要だといえます。

(%)

		調査数「人」	『月1回以上』参加したことがある人の割合							
			ボランティア	スポーツ関係	趣味関係	学習・教養	介護予防のための通いの場	老人クラブ	町内会・自治会	収入のある仕事
鳥栖広域全体		3,779	9.9	21.2	20.3	6.0	9.1	6.5	8.3	25.0
鳥栖市全体		1,936	8.5	20.3	19.9	5.7	6.7	5.4	7.4	24.5
【参考(前回)】鳥栖市全体		1,739	8.6	18.9	19.9	5.4	7.4	4.2	8.3	21.9
性・年齢	【男性 計】	871	10.0	20.4	17.3	3.9	3.1	6.5	10.7	30.6
	65～69歳	196	3.1	17.8	13.3	3.1	0.0	1.0	13.2	57.6
	70～74歳	214	13.1	23.3	21.0	5.6	2.8	2.9	10.8	42.1
	75～79歳	221	11.3	17.2	16.3	3.7	2.9	6.8	12.8	23.5
	80～84歳	154	12.9	20.7	18.1	3.1	3.9	12.9	5.7	5.7
	85歳以上	86	8.2	25.7	17.4	3.5	9.3	16.3	8.2	3.5
	【女性 計】	1,065	7.5	20.3	22.2	7.2	9.7	4.3	4.8	19.6
	65～69歳	216	4.6	21.7	22.2	8.8	2.4	0.0	4.2	40.2
	70～74歳	276	10.1	22.1	23.9	8.2	7.3	2.2	5.4	26.4
	75～79歳	276	9.5	21.3	26.0	9.3	9.4	7.2	6.1	12.6
	80～84歳	168	7.8	18.5	20.3	3.6	20.4	7.8	3.6	6.0
	85歳以上	129	2.4	13.2	12.5	2.4	14.0	5.5	2.4	2.4
日常圏生活	鳥栖地区	664	7.7	19.7	18.6	5.3	5.3	3.8	5.4	25.7
	田代基里地区	414	11.4	21.8	25.2	6.7	8.2	8.0	9.7	26.4
	若葉弥生が丘地区	295	8.5	20.8	19.5	4.7	9.9	4.0	8.8	21.7
	鳥栖西地区	563	7.6	19.6	18.0	6.1	5.5	5.9	7.4	23.3
趣味無	趣味あり	1,368	10.7	25.2	27.0	7.4	7.3	6.3	8.7	27.1
	思いつかない	438	3.2	7.8	1.4	1.6	4.5	2.3	4.8	22.6
生き無が	生きがいあり	1,075	13.0	25.9	28.0	8.5	8.5	6.2	9.9	30.0
	思いつかない	688	2.3	12.6	9.9	2.0	3.8	3.1	3.8	19.7

鳥栖市全体に比べて、月1回以上参加者の割合が高い(+3ポイント以上)

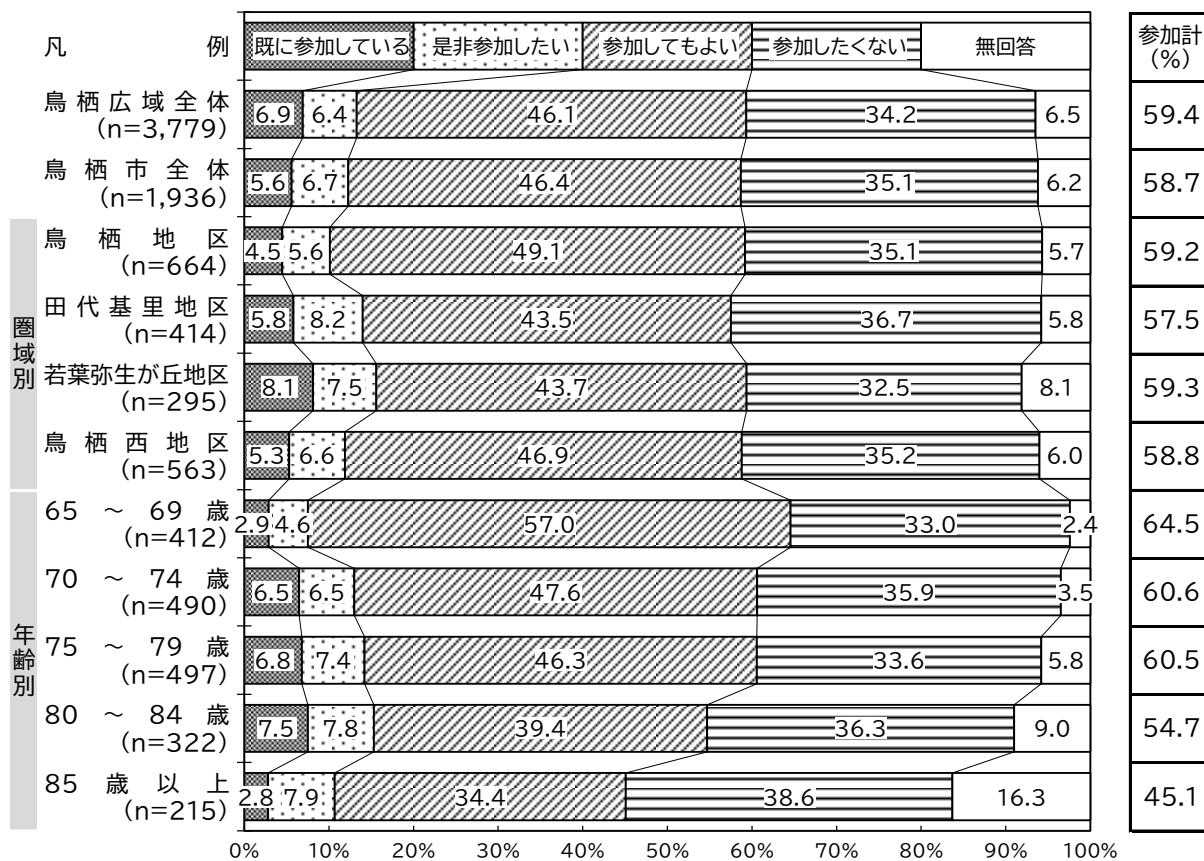
上記の8項目の会・グループのうち、鳥栖市ではいずれか1つ以上に参加している者の割合は66.0%となっています。



〔グループ活動への“参加者”としての参加意向〕

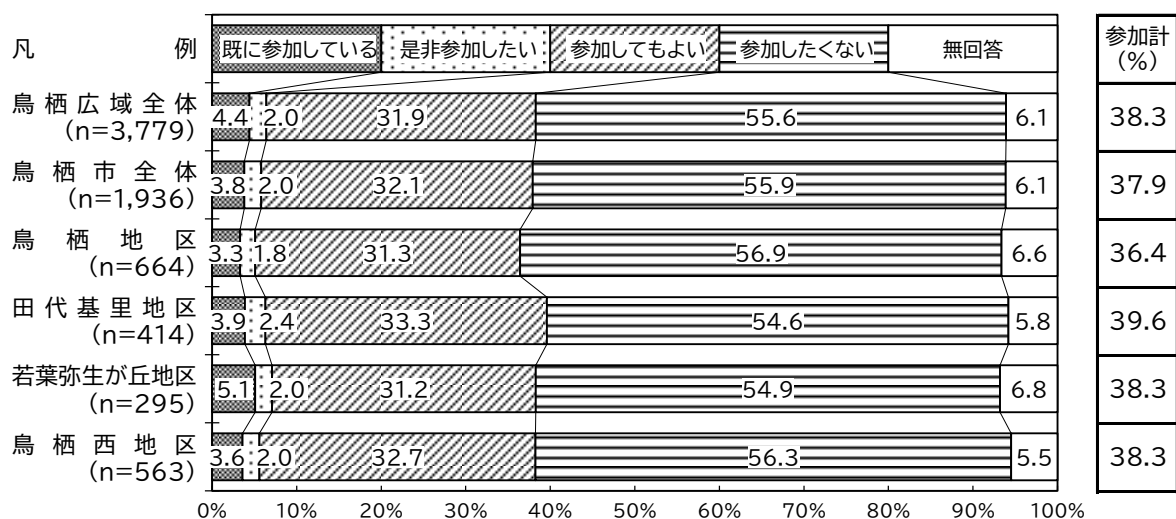
鳥栖市では6割弱がグループ活動へ“参加者”として「是非参加したい」又は「参加してもよい」、「既に参加している」と回答しています。

「参加したくない」を年齢別でみると、80歳以上で割合が高くなっています。



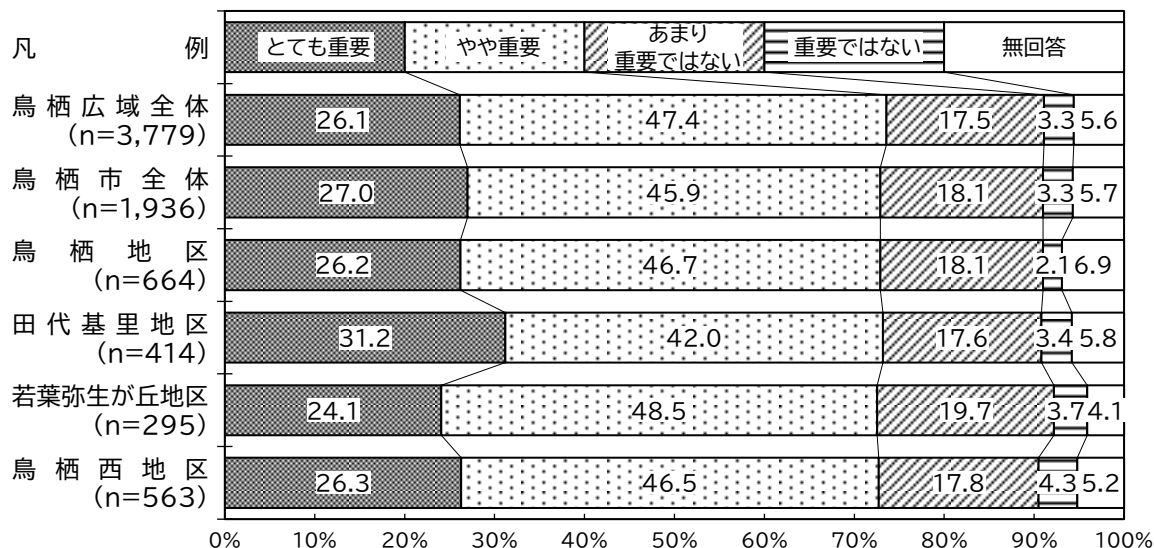
〔グループ活動への“お世話役”としての参加意向〕

鳥栖市では、3割強が“お世話役”として「是非参加したい」又は「参加してもよい」「既に参加している」と回答しています。一方、5割強が「参加したくない」と回答しています。



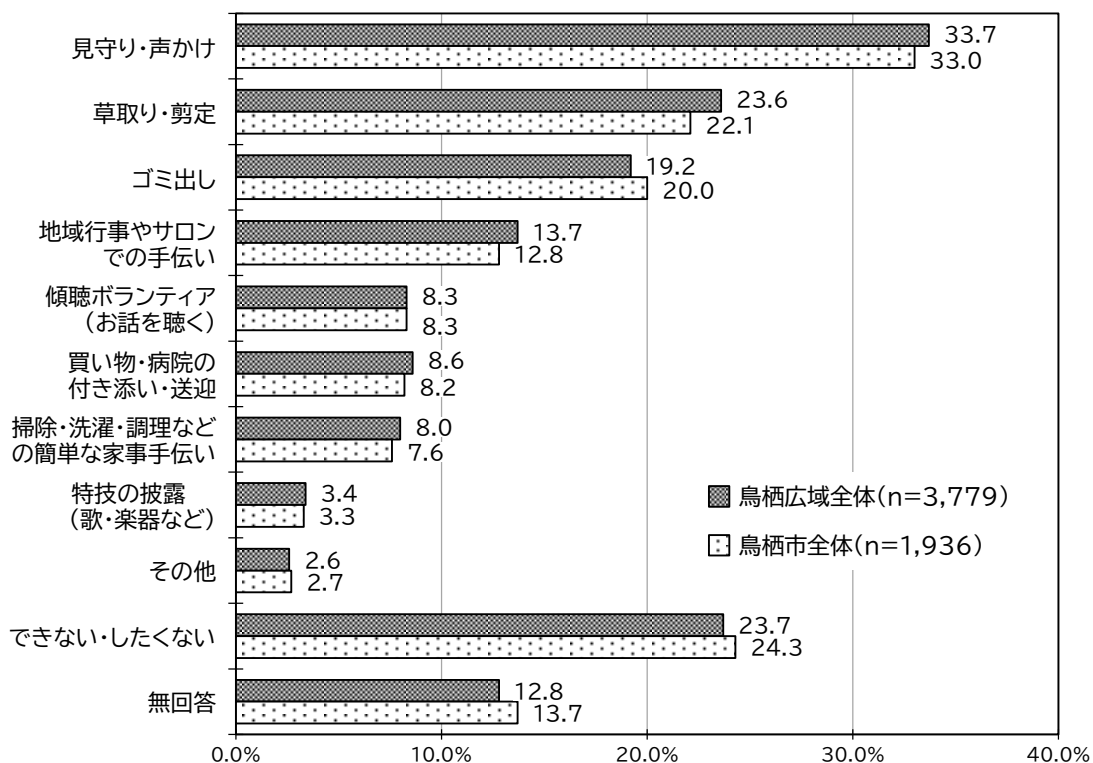
【地域での助け合いやボランティア活動の重要度】（複数回答）

鳥栖市全体では、7割強が地域での助け合いやボランティア活動を「とても重要」又は「やや重要」と回答しています。一方、ボランティア活動に参加したくない理由として、「健康上の問題」「人間関係がわずらわしい」「時間的な余裕がない」等が挙げられています。



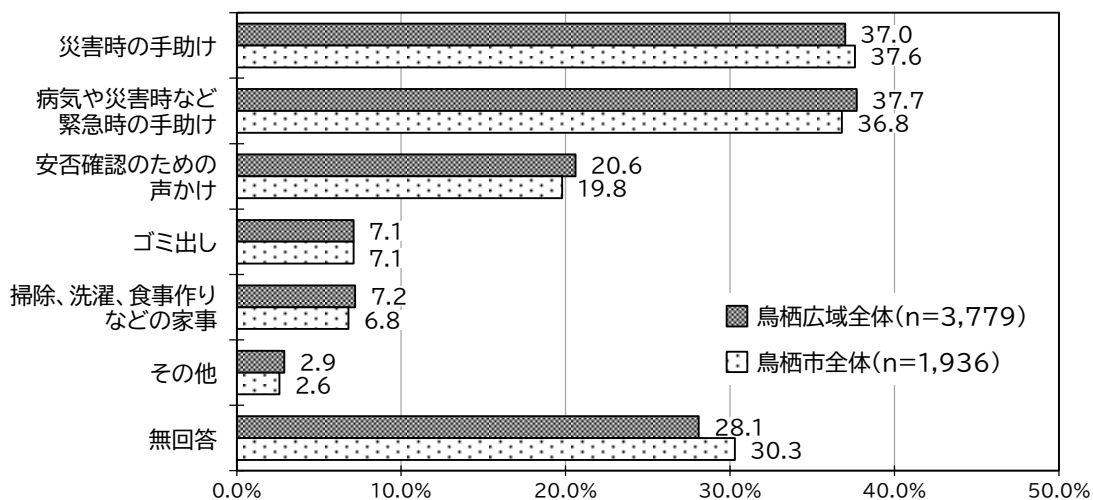
【ボランティア活動についてできること・したいこと・していること】（複数回答）

ボランティア活動についてできること等は、「見守り・声掛け」（33.0％）が最も高い一方、次いで「できない・したくない」（24.3％）が高い結果となっています。



【してもらいたい手助け】（複数回答）

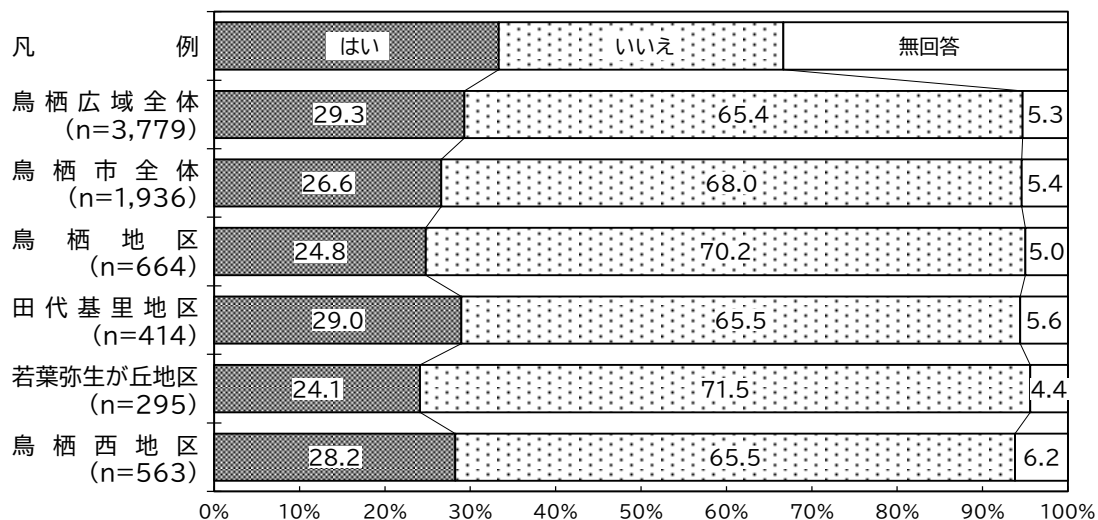
鳥栖市では、地域で暮らし続けるために、周りの人に助けてもらいたいことは、「災害時の手助け」が4割弱で最も多く、次いで「病気等の緊急時の手助け」（32.1%）となっています。



⑤認知症に関する相談窓口の把握について

【認知症に関する相談窓口の認知度】

認知症に関する相談窓口を知っているかについてたずねたところ、鳥栖市全体では「はい」が26.6%、「いいえ」が68.0%となっており、相談窓口の周知を徹底する必要があります。また、介護予防講演会で認知機能検査を実施したところ、MC I※のリスクがある方は半数以上でしたが、自分や家族に認知症の症状があると認識している人の割合は8.7%に留まっています。

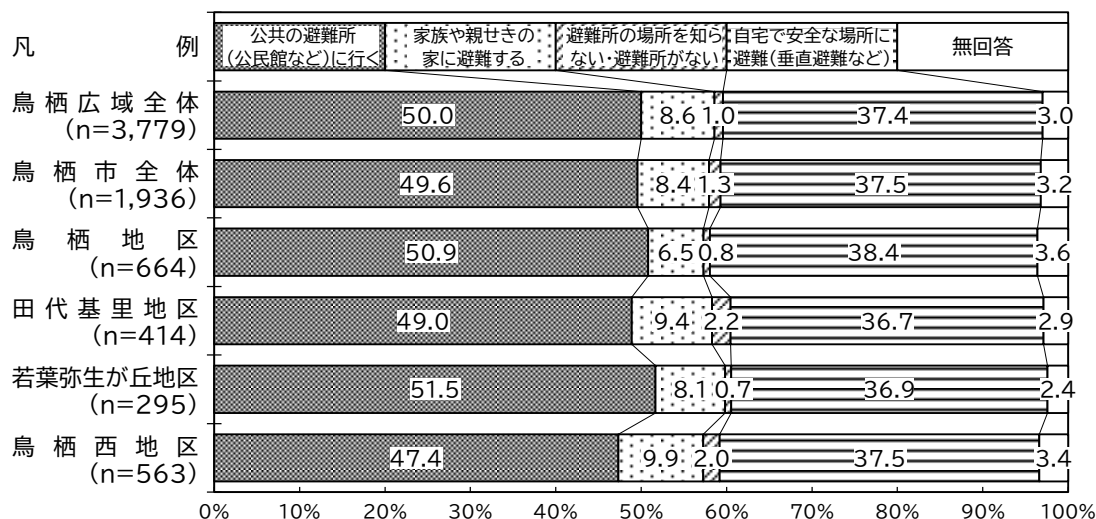


⑥災害時について

[台風等災害時の避難場所について]

災害時に避難先として考えている場所についてたずねたところ、鳥栖市では「公共の避難所（公民館など）に行く」が50.0%と最も高くなっています。

「公共の避難所（公民館など）に行く」を家族構成別でみると、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）では6割半ばと高くなっています。



(%)

		調 査 数 「人」	災害時に避難先として考えている場所				
			に（公 共の 館な 所） 行く	家 族 や 親 せ き の 家 に 避 難 す る	所 知 が な い の 場 所 を 避 難	自 宅 で 安 全 な 場 所 に 避 難 （ 垂 直 避 難 な ど）	無 回 答
鳥栖市全体		1,936	49.6	8.4	1.3	37.5	3.2
性・年 齢	【男性 計】	871	53.2	6.5	1.5	36.2	2.8
	65～69歳	196	53.1	7.7	3.6	35.2	0.5
	70～74歳	214	54.7	4.7	0.5	37.4	2.3
	75～79歳	221	53.4	7.2	0.5	36.2	2.7
	80～84歳	154	52.6	4.5	-	37.0	5.8
	85歳以上	86	50.0	10.5	3.5	32.6	3.5
	【女性 計】	1,065	46.6	10.0	1.2	38.7	3.6
	65～69歳	216	48.6	10.6	2.3	37.0	1.4
	70～74歳	276	44.6	8.3	0.4	42.8	3.6
	75～79歳	276	48.2	9.1	0.7	38.8	2.9
介護 区分 状態	80～84歳	168	51.8	10.1	3.0	31.5	3.6
	85歳以上	129	36.4	13.2	-	41.9	8.5
	要支援1	46	47.8	10.9	-	34.8	6.5
	要支援2	71	42.3	8.5	7.0	33.8	7.0
家族 構成	事業対象者	14	57.1	-	-	35.7	7.1
	一般高齢者	1,805	49.8	8.4	1.1	37.8	2.9
	1人暮らし	350	42.9	15.4	2.3	35.1	4.3
	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	827	49.9	8.1	1.2	38.9	1.9
	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	75	64.0	5.3	1.3	26.7	2.7
	息子・娘との2世帯	309	52.4	5.5	0.3	37.5	4.2
	その他	350	49.4	5.7	1.7	39.1	4.0
	無回答	25	60.0	-	-	32.0	8.0

鳥栖市全体に比べて、災害時に避難先として考えている場所の割合が高い(+3ポイント以上)

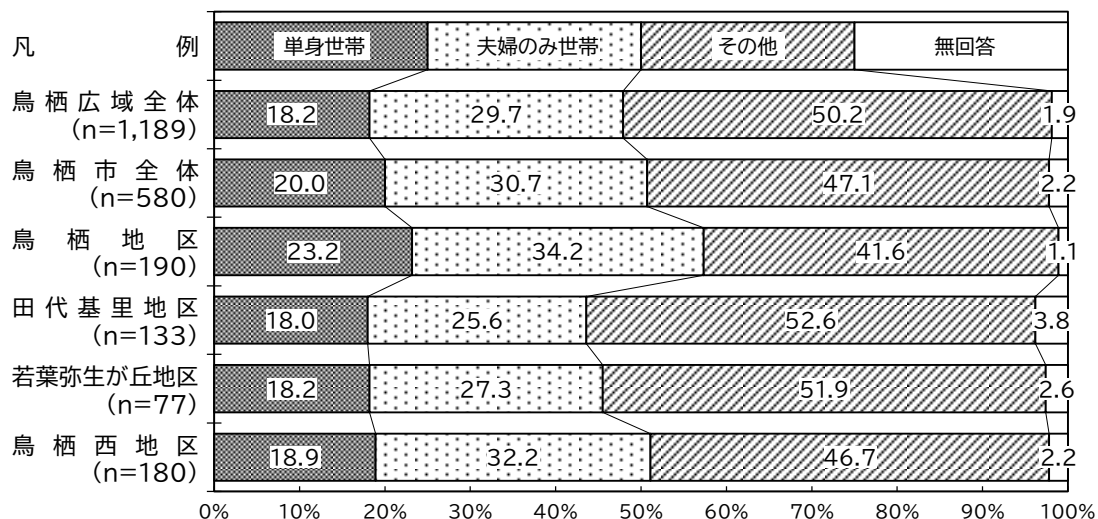
(2) 在宅介護実態調査より

在宅で生活する要介護高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討し、計画に反映させるため、在宅介護実態調査を実施しました。

①要介護者※の生活状況

〔世帯類型〕

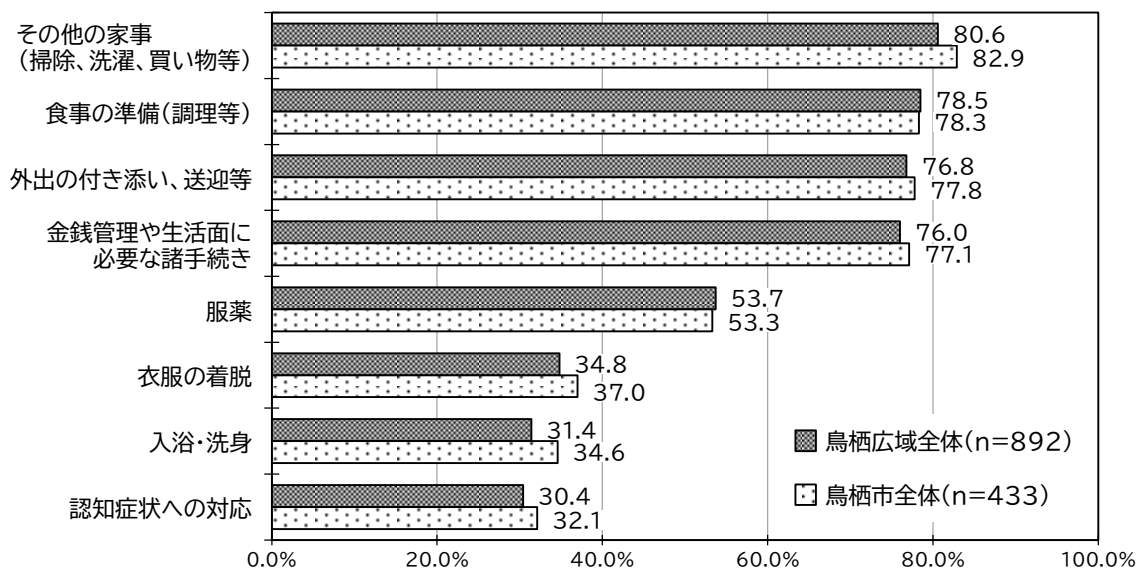
鳥栖市全体では、現在、在宅で生活している要介護1以上の高齢者のうち、20.0%が「単身世帯」となっています。



②介護者について

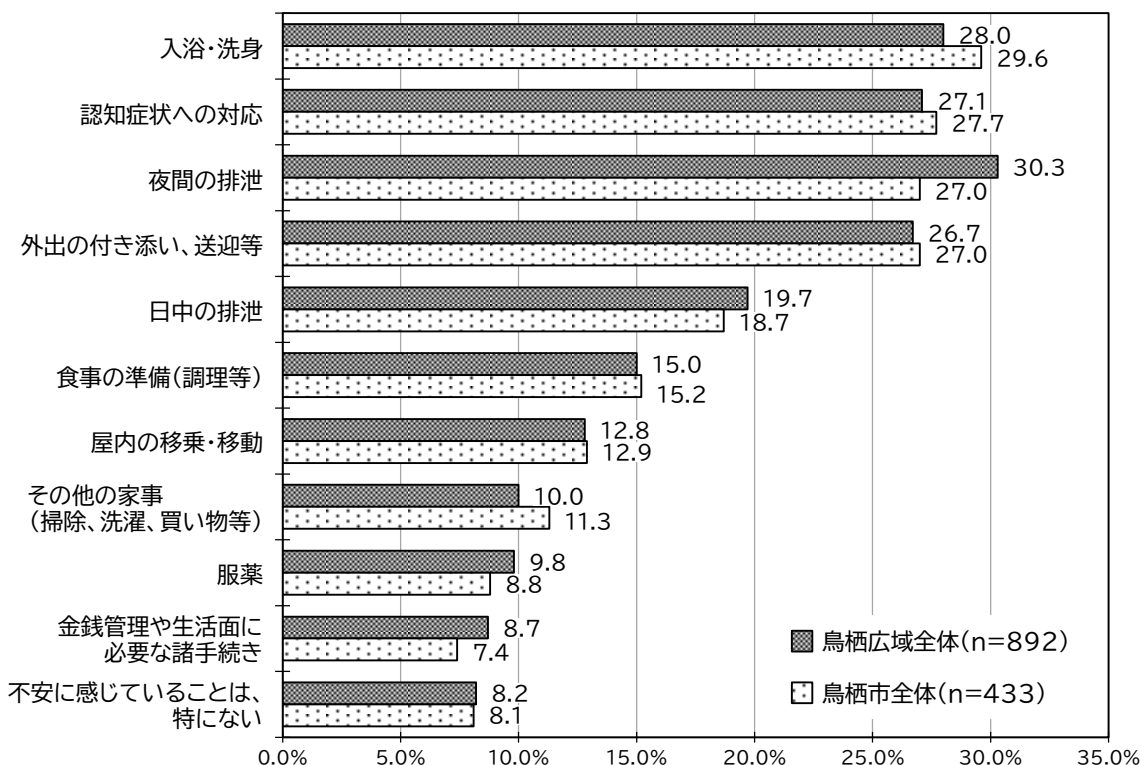
〔主な介護者が行っている介護〕

鳥栖市全体での主な介護者の年齢は60代が最も高く、次いで50代となっています。介護者が主に行っている介護は「掃除、洗濯、買い物等の家事」「食事の準備（調理等）」「外出の付き添い、送迎等」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が80%前後を占めています。



【主な介護者が不安に思う介護】（複数回答）

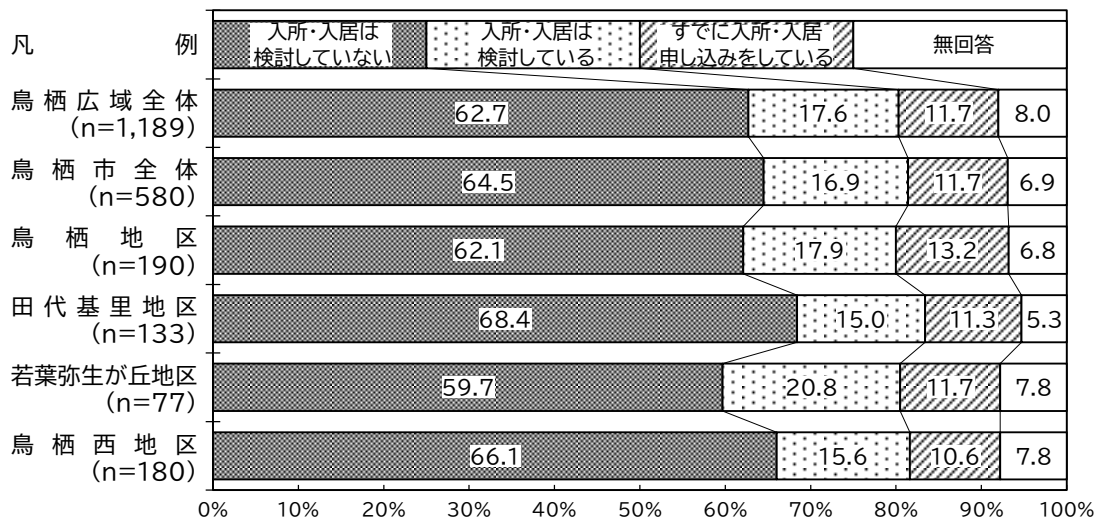
鳥栖市では、今後の在宅生活継続のために必要な支援・サービスは「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買い物等）」といった移動に関する分野が突出しており、前回調査と比較して増加していました。また、主な介護者が不安に思う介護は「入浴・洗身」（29.6％）が最も高く、次いで「認知症状への対応」（27.7％）、「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」（ともに 27.0％）となっています。



③施設等への入所・入居の検討状況

【施設等への入所・入居の検討状況】

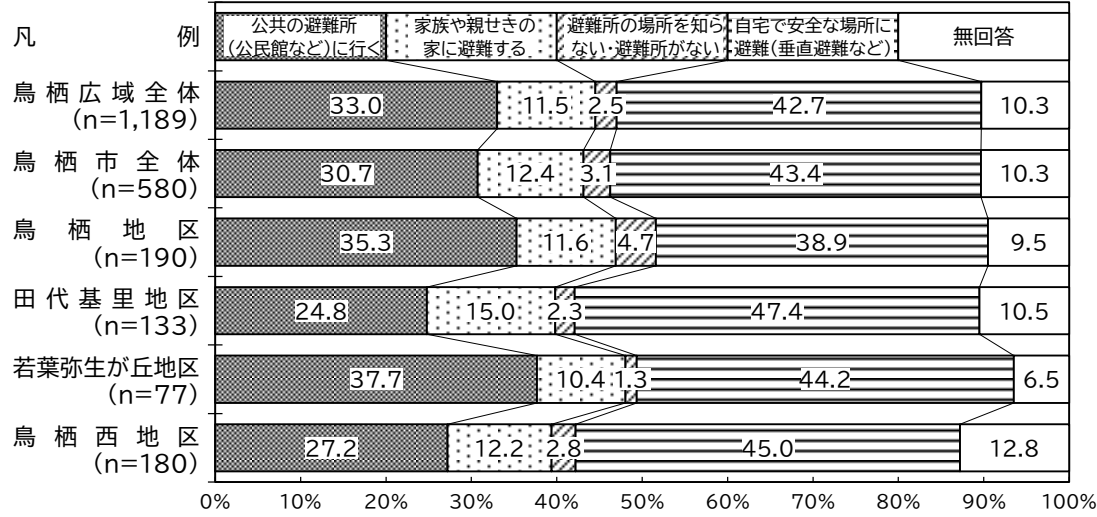
施設等への入所・入居の検討状況は、鳥栖市全体では「入所・入居は検討していない」が64.5％、「入所・入居を検討している」が16.9％、「すでに入所・入居申し込みをしている」が11.7％となっています。



⑤災害時について

[台風等災害時の避難場所について]

災害時の避難場所について、鳥栖市全体では、「公共の避難所を知らないし、避難所がない」の割合は3.1%となっており、引き続き避難所の周知を図っていく必要があります。



		調 査 数 「人」	災害時に避難先として考えている場所						(%)		
			に 行 く	公 共 の 館 な ど	家 族 に 避 難 す る	家 族 や 親 せ き の	所 知 が な い ・ 避 難	避 難 所 の 場 所 を	避 難 な ど	自 宅 で 安 全 な 場 所	無 回 答
鳥栖市全体		580	30.7	12.4	3.1	43.4	10.3				
性・年 齢	【男性 計】	227	30.0	11.5	4.0	44.5	10.1				
	65～69歳	10	40.0	10.0	10.0	40.0	-				
	70～74歳	17	29.4	11.8	-	52.9	5.9				
	75～79歳	41	22.0	12.2	2.4	46.3	17.1				
	80～84歳	56	30.4	16.1	1.8	42.9	8.9				
	85～89歳	65	41.5	7.7	4.6	40.0	6.2				
	90～94歳	30	10.0	10.0	10.0	56.7	13.3				
	95～99歳	7	42.9	14.3	-	14.3	28.6				
	100歳以上	1	-	-	-	100.0					
	【女性 計】	353	31.2	13.0	2.5	42.8	10.5				
	65～69歳	5	20.0	20.0	-	40.0	20.0				
	70～74歳	25	24.0	4.0	12.0	36.0	24.0				
	75～79歳	41	34.1	7.3	7.3	48.8	2.4				
	80～84歳	71	32.4	12.7	1.4	45.1	8.5				
介護 区分 状態	85～89歳	93	33.3	16.1	-	44.1	6.5				
	90～94歳	87	32.2	17.2	2.3	35.6	12.6				
	95～99歳	25	24.0	8.0	-	48.0	20.0				
	100歳以上	6	16.7	-	-	66.7	16.7				
	要介護1	305	31.8	13.8	2.0	45.2	7.2				
	要介護2	149	29.5	10.1	6.0	44.3	10.1				
	要介護3	64	28.1	17.2	1.6	37.5	15.6				
	要介護4	43	32.6	7.0	4.7	32.6	23.3				
	要介護5	19	26.3	5.3	-	52.6	15.8				
	家 族 構 成	単独世帯	116	32.8	22.4	2.6	36.2	6.0			
夫婦のみ世帯		178	26.4	11.8	5.6	46.1	10.1				
その他		273	33.0	9.2	1.8	46.5	9.5				
無回答		13	23.1	-	-	7.7	69.2				

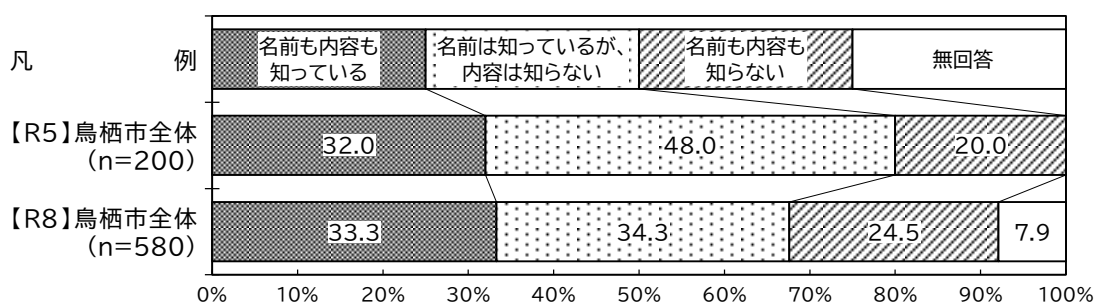
鳥栖市全体に比べて、災害時に避難先として考えている場所の割合が高い(+3ポイント以上)

(3) 成年後見制度に関するアンケート調査より（鳥栖市独自調査）

鳥栖市では、鳥栖地区広域市町村圏組合が行った「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」の中で、成年後見制度の認知度等を把握するために、成年後見制度に関する独自調査の項目を追加しました。

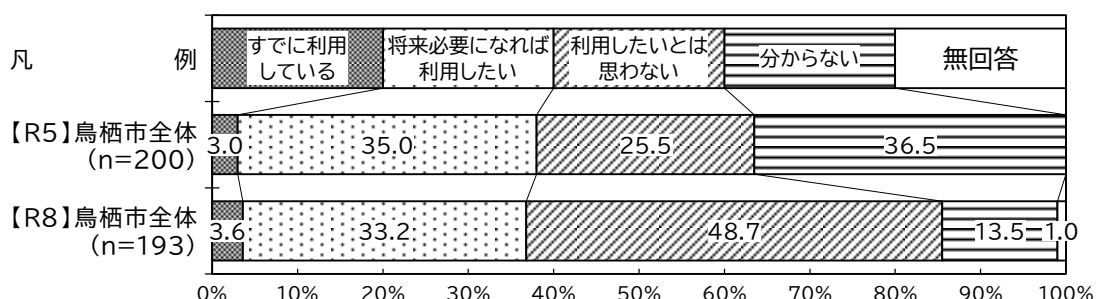
[成年後見制度の認知度]

成年後見制度の認知度は「制度の名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」（34.3％）の割合が最も高く、次いで「制度の名前も内容も知っている」（33.3％）、「制度の名前も内容も知らない」（24.5％）となっています。引き続き、制度の周知を図っていく必要があります。



[成年後見制度の活用意向]

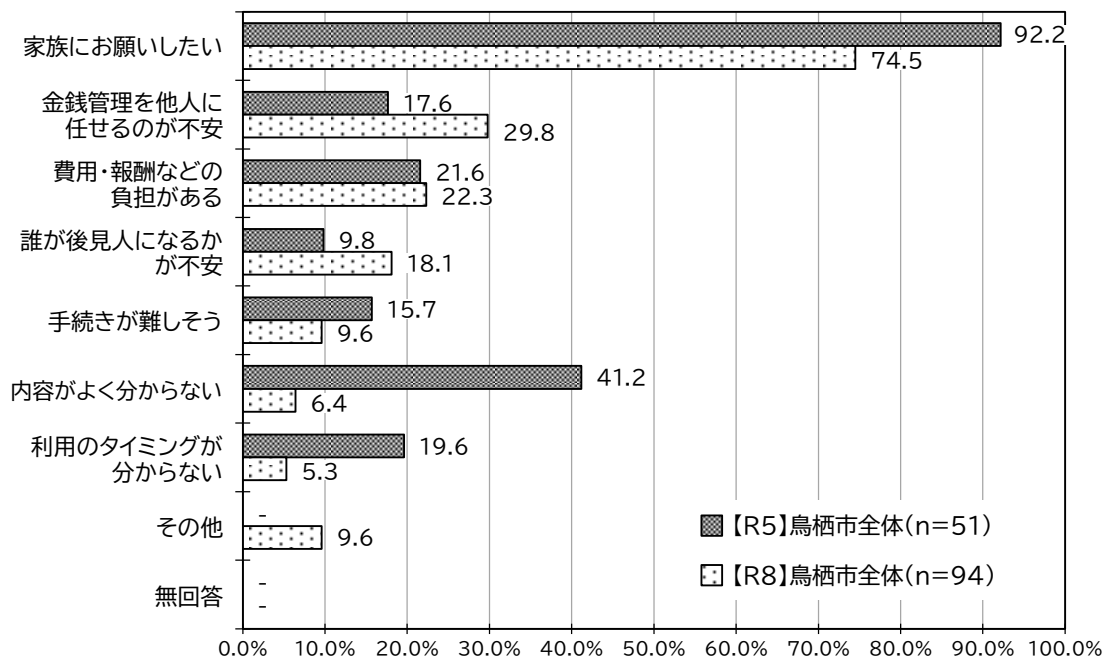
成年後見制度の活用意向は「利用したいとは思わない」の割合が48.7％と最も高く、次いで「将来必要になれば利用したい」（33.2％）、「分からない」（13.5％）となっています。



※R5 選択肢：「すでに活用している」「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」「活用したいとは思わない」「わからない」

〔成年後見制度を活用したいと思わない理由〕（複数回答）

成年後見制度を活用したいと思わない理由は「家族にお願いしたい」（74.5％）の割合が最も高く、次いで「金銭管理を他人に任せるのが不安」（29.8％）、「費用・報酬などの負担がある」（22.3％）となっています。



※R5 選択肢：「家族の誰かに支援してもらいたい」「後見人に金銭管理等を委ねることが心配」「申立費用、報酬等の負担が心配」「誰が後見人に選任されるか心配」「申立手続きが難しそう」「制度についてよく分からない」「利用のタイミングが分からない」「その他」

(4) 第10期計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の評価・課題

<評価項目>

A…目標達成

B…目標はやや下回る又は達成しているが、改善できる部分がある

C…目標未達成（前期の値を下回る など）

基本目標1 地域参加と健康づくりの推進

(評価)

視点1 <<社会参加への支援>>

会・グループへの参加割合は、前回値は上回りましたが、目標値の68.0%を下回っています。
今後の目標達成に向けた主な課題は以下の通りです。

指標	前回 (令和4 (2022)年)	目標値 (令和7 (2025)年)	現状値 (令和7 (2025)年)	評価
会・グループへの参加割合 (介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査)	63.0%	68.0%	66.0%	B

ボランティア、スポーツ、趣味、学習・教養、介護予防のための通いの場、老人クラブ、町内会・自治会、
収入のある仕事のいずれかに1つ以上参加している者の割合(P-23 [会・グループ等への参加頻度] 参照)

(主な課題)

- 社会参加で得られるフレイル※予防や認知症予防といった効果の周知、意識づけが十分ではなく、参加意欲までに至っていない人もいます。
- 会・グループの参加者や代表者の多くが後期高齢者となり、会・グループの運営の継続が難しくなっています。

視点2 <<介護予防の推進>>

要支援・要介護認定者の割合は、目標値を下回り達成することができました。今後、さらに割合を下げるための課題は以下の通りです。

指標	前回 (令和5 (2023)年)	目標値 (令和8 (2026)年度)	現状値 (令和8 (2026)年)	評価
要支援・要介護認定者 の割合	17.8%	18.6%以内	18.2% (令和8(2026) 年4月末現在)	A

P-16「(1) 要支援・要介護認定者数の現状」参照

(主な課題)

- 一般介護予防事業は、継続参加者が多い傾向にあり、新規参加者が少ないです。また、活動の自主組織化に向けて事業の実施方法について検討を要する事業があります。
- 教室参加時だけでなく、自宅に戻った後にもできるセルフケア※を啓発していく必要があります。
- 高齢者人口の増加が見込まれ、今後も要介護認定率の増加が考えられます。

基本目標 2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

(評価)

視点 3 《地域の支え合い》

新しい生活支援サービスの創出は、目標値を上回り達成することができました。引き続き生活支援サービスを創出していくうえでの主な課題は以下の通りです。

指標	前回 (令和 5 (2023) 年度)	目標値 (令和 8 (2026) 年度)	現状値 (令和 8 (2026) 年度見込み)	評価
新しい生活支援サービスの創出	0 件	令和 8 (2026) 年度 までに 1 件	3 件	A

(主な課題)

- 高齢者が増え、介護サービス等の需要が増える一方、担い手不足により、介護サービス等のサービスを受けたくても受けることが困難になります。
- 地域での助け合いやボランティア活動が重要と考える人は多いですが、参加を希望する人は少ないです。

視点 4 《安心して暮らすための仕組みの構築》

行方不明高齢者等事前登録者数は、目標値を上回り達成する見込みです。独居高齢者が増加している状況を踏まえた今後の課題は以下の通りです。

指標	前回 (令和 5 (2023) 年度)	目標値 (令和 8 (2026) 年度)	現状値 (令和 8 (2026) 年度見込み)	評価
行方不明高齢者等 事前登録者数	45 人	60 人	71 人	A

(主な課題)

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、見守り活動の充実が必要と答える人が半数以上ですが、鳥栖市高齢者見守りシールや見守りネットワーク協力事業者を知らない人が多いです。
- 独居高齢者の増加により、見守りや安否確認の重要性は高まっています。

基本目標3 地域における多職種連携の推進

(評価)

視点5 《認知症高齢者支援の推進》

認知症サポーター養成講座参加者数は、計画期間中の令和6年度には目標値を超えましたが、最終年度である令和8年度においては目標値を下回る見込みです。主な課題は以下の通りです。

指標	前回 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和8 (2026)年度)	現状値 (令和8(2026) 年度見込み)	評価
認知症サポーター 養成講座参加者数	750人	900人	750人	B

(主な課題)

- 認知症について学びたいと考える人は多いですが、学ぶ機会の一つである「認知症サポーター養成講座」の認知度は低く、講座について知らない人が多いです。また、地域で暮らしを支える企業等における認知症サポーター養成講座の実施が少ないです。
- 認知症の人や家族支援者と認知症サポーターをつなぐ仕組みや認知症相談窓口の認知度が低いです。
- 認知症カフェ(認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場)の新設のために担い手の育成や啓発を行っていく必要があります。

視点6 《専門職種との連携強化》

成年後見制度内容の認知度は、目標値を下回る結果となりました。主な課題は以下の通りです。

指標	前回 (令和5 (2023)年度)	目標値 (令和8 (2026)年度)	現状値 (令和8 (2026)年度)	評価
成年後見制度内容の認知 度	32.0%	37.0%	30.0%	C

P-34 「[成年後見制度の認知度]」参照

(主な課題)

- 身寄りのない独居高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用を希望する人も増加することが見込まれますが、制度内容の認知度が低いです。
- 在宅生活における課題は複雑化しており、単独の相談窓口のみで対応を完結させることは難しくなっています。

●評価・課題のまとめ

第 11 期計画は、団塊ジュニア世代が 65 歳以上に達するとともに、85 歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等様々なニーズのある要介護高齢者の増加、生産年齢人口が急減することが見込まれる令和 22（2040）年度を見据えて策定します。

また、国は、第 10 期介護保険事業計画の策定に向け、全国介護保険担当課長会議において、次のような考えを示していることから、一体的に作成する高齢者福祉計画においてもその趣旨を反映するよう努力することとします。

【参考資料】国の基本指針の見直しの概要

<国の基本的な考え方>

- 2040 年には、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められる。
- 地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、都道府県、市町村、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、地域の実情に応じて、2040 年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業計画に定めることが重要。

<第 10 期介護保険事業計画の基本指針の見直しのポイント>

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業計画の策定

- ・ 2040 年度を見据えた中長期的な推計を踏まえたサービス提供体制の在り方にかかる検討
- ・ 都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理
- ・ 指標等を用いた、地域の現状把握・分析

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型を念頭に置いた計画策定
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築

2. 地域包括ケアシステムの深化

- ①多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等の推進
- ②切れ目のない支援が提供される地域づくり
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県の主体による、介護人材確保に関するプラットフォームの構築
- ②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上
- ③協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化

(5) 地域が抱える課題（地域ケア会議等より）

市内の 4 か所の地域包括支援センター※や市が行った地域ケア会議※、地域課題を共有する関係者が集まる協議体※において検討された地域課題は、以下の 3 項目のとおりです。

地域課題① 地域交流に誰もが参加できる取り組みが必要

～現状・問題点（主なもの）～

- ・ 通いの場や地域交流の場は増えているが、身体機能・認知機能低下、ハード面等の問題により利用することが難しく、意欲があっても参加ができていない。
- ・ バスのステップが高くバスが利用できなくなった。歩行器やシルバーカーの乗せ降ろしで迷惑をかけるからと外出を控えている。

～提出された事例より～

- 地域行事に参加したくても、認知機能低下のために予定を忘れてしまう。
- 交通量の多い横断歩道や蒲鉾上に隆起している道路となっているため、転倒が怖く行事に参加できない。

地域課題② 日常生活の困りごと（買い物や受診等）を地域で支え合う意識作りが必要

～現状・問題点（主なもの）～

- ・ 車を運転しない高齢者が、通院・買い物等で移動する際に、送迎する人がいない。また、バス停まで遠く、公共交通機関が利用できていない。
- ・ 一人暮らしを続けたいが、ちょっとした手伝いを頼める人や相談ができる人がいない。
- ・ ちょいソコ鳥栖の利用可能な曜日が定期受診の曜日と合わず利用ができていない。
- ・ 買い物へ行く筋力はあるが買ったものを持って歩くことができず、買い物に行かない。

～提出された事例より～

- 家族の同行がないと買い物や外出が出来ない。（一人暮らし）
- 在宅酸素を使用し始め、ごみを持つての階段昇降が困難になった。（一人暮らし）

地域課題③ 認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりが必要

～現状・問題点（主なもの）～

- ・ 核家族世帯が増え、高齢者との関わりが少なくなり、高齢者について（生活や身体のこと、認知症）知る機会が減っている。
- ・ 認知症に対する地域住民の理解が不足している。
- ・ 認知症について早期に相談できていない。
- ・ 認知症であっても地域行事に参加しながら、一人暮らしを続けたい。
- ・ 頼れる家族がいない認知症の方が増えている。

～提出された事例より～

- 一人暮らしで認知症があり、見守りがないと生活が不安で家族が毎日訪問をしないといけない。
- 足腰はしっかりしているが、認知機能の衰えがあり、約束を忘れることがある。
- 付き添いがあれば外出ができる。

(6) 高齢者を取り巻く中長期的な課題

人口推計、各種アンケート調査、第 10 期計画検証結果及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理しました。

課題 1 高齢者の社会参加の促進

- 通いの場への参加者割合が横ばいであることに加え、社会参加をする男性の割合が少ない。原因として、社会参加に消極的な人の実態把握が出来ておらず、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携し、個別訪問等を行い、実態把握を行うことが必要。あわせて、社会参加の重要性や効果を周知する必要がある。(アンケート調査)
- 地域交流のための外出機会を創出するため、高齢者の実態を踏まえた効果的な施策を展開することが必要。(第 10 期計画検証結果)

課題 2 介護予防の取組の充実

- 要支援・要介護認定者、後期高齢者が今後増加することが見込まれる。さらに、認定を受けていない高齢者でも、運動器機能等の低下リスクを抱える高齢者が多くみられる。そのため、通いの場を中心に住民主体で介護予防に取り組めるよう支援の充実を図る。さらに、介護予防教室において、自宅でもできるセルフケアの啓発を行っていくことが必要。(人口推計、アンケート調査、第 10 期計画検証結果)
- 地域の自主的な活動の場の担い手の確保が必要。(第 10 期計画検証結果)

課題 3 地域の支援体制の深化・推進

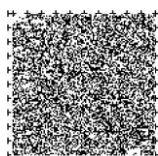
- 高齢者が増え、生活支援の需要が増える一方、担い手不足により、生活支援を含めた様々なサービスを受けることが困難になる。そのため、地域の様々な主体による支え合いの重要性が高まっているが、地域での助け合いやボランティア活動への参加を希望する人の割合は少ない。そのため、買い物や受診といった日常生活の困りごとを地域で支え合う意識作りが必要。(第 10 期計画検証結果、アンケート調査、地域ケア会議)
- 福祉避難所の利用が想定されている在宅の要介護認定者のうち、公的な避難所を災害時の避難場所として想定している方は少ない。また、避難所の場所を知らない又は避難所がないと答えた方もいるため、高齢者福祉施設の改修に合わせて、福祉避難所の内容を充実させるとともに、周知を行うことが必要。(アンケート結果)

課題 4 認知症高齢者等の支援の推進

- 認知症高齢者の増加が想定されるが、認知症に対する地域住民の理解が不足している。認知症サポーター養成講座を引き続き実施することで「新しい認知症観」(第 5 章 p ●参照)の理解を広めることが必要。(人口推計、アンケート調査、第 10 期計画検証結果、地域ケア会議)
- 令和 6 (2024) 年 1 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、他の人々と支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」や相談窓口の周知を強化するとともに、地域で相談できる人を増やし、早期受診の勧奨を強化することが必要。(国の基本指針、地域ケア会議)
- 認知症高齢者等の意思が尊重されるよう、成年後見制度について広く周知を図ることが必要。(国の基本指針、アンケート調査、第 10 期計画検証結果)

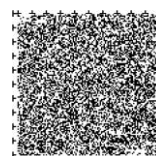
課題5 医療・介護をはじめとした多職種との連携強化

- 後期高齢者人口（特に85歳以上人口）が今後増加することが見込まれるため、自立支援ケア会議等を活用し、医療・介護をはじめとした多職種との連携を強化していくことが必要。（人口推計、第10期計画検証結果、国の基本指針）
- 権利擁護支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、協議会（専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み）を通して多様な分野が連携できる体制を整えることが必要。（国の基本指針、アンケート調査）



第3章

計画の基本理念と基本目標



1. 計画の基本理念

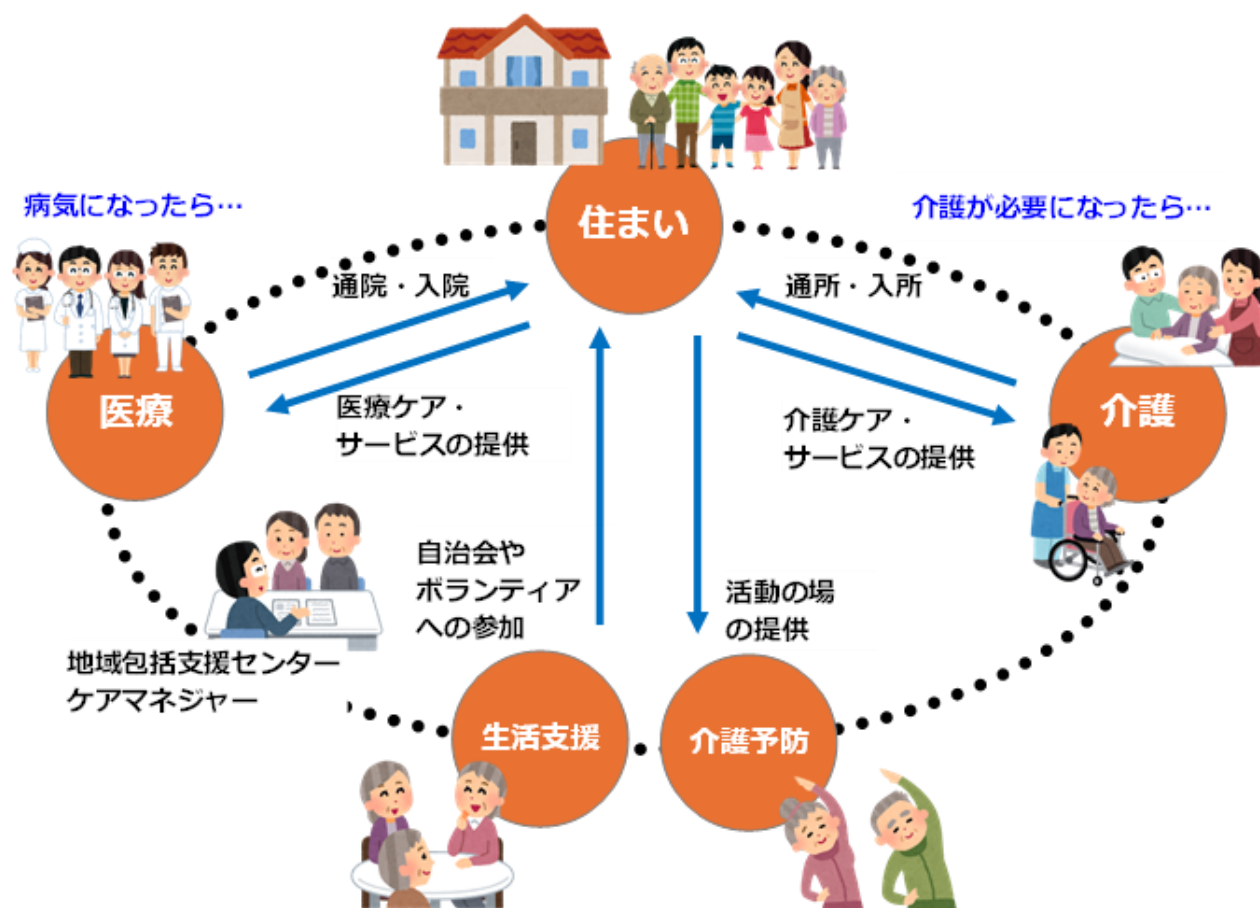
高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会※への適切な対応と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要です。

本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第7次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の理念にも通ずる「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取組を進めていきます。

〈基本理念〉

誰もがいきいきと暮らせる
住み良い地域を目指して

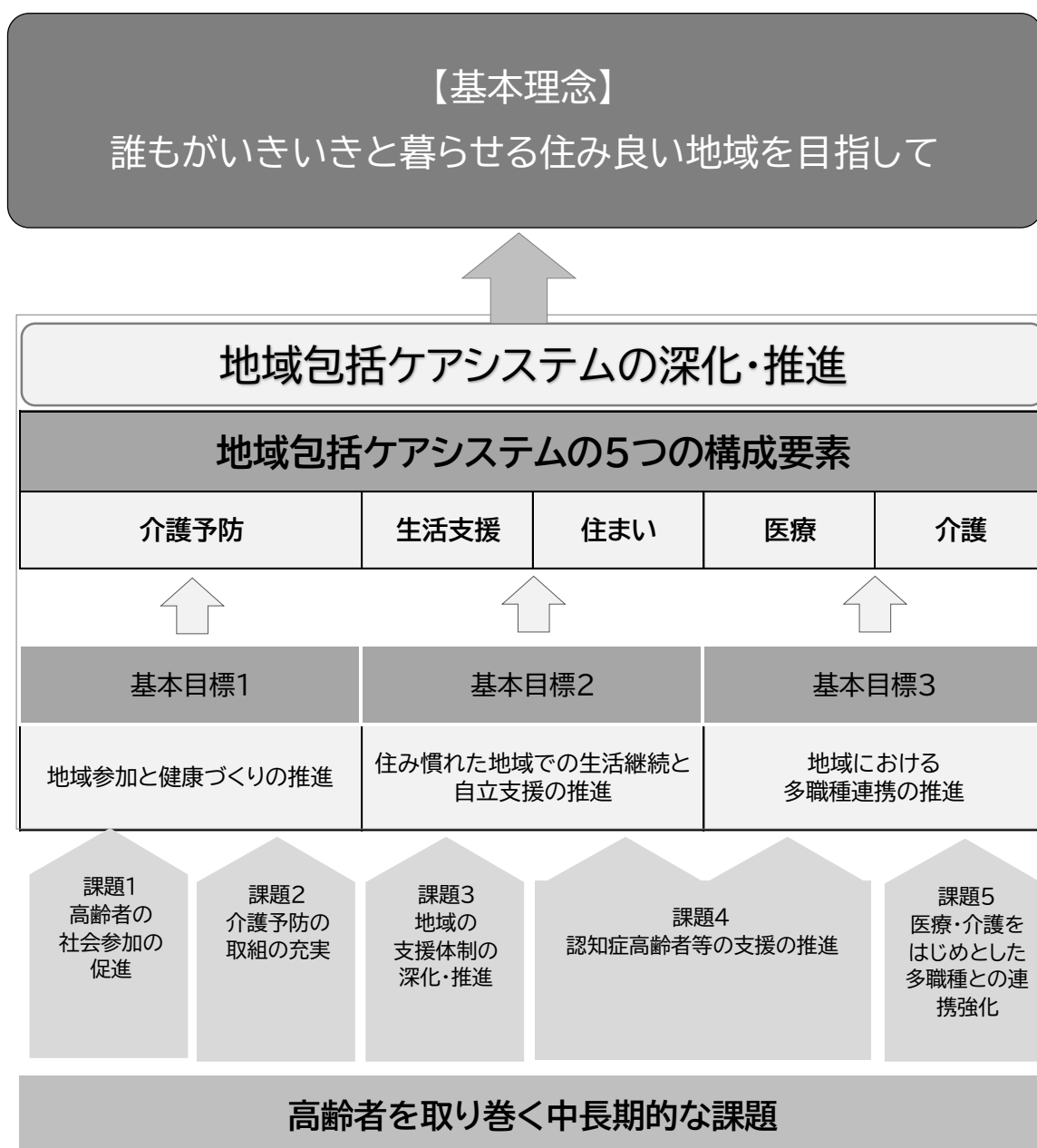
地域包括ケアシステムのイメージ図



2. 基本目標

基本理念として掲げた「誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域」の実現には、地域包括ケアシステムの推進が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの更なる深化こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

高齢者人口および認知症高齢者数の更なる増加が見込まれる2040年を見据えつつ、本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供できるケア体制を構築することで、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できる地域共生社会の実現を目指したまちづくりを推進します。



基本目標1【介護予防】

地域参加と健康づくりの推進

高齢者は地域において安心して生活できるよう支援を受ける側となるばかりではなく、地域とのつながりをもちつつ「地域を支える担い手」として社会参加していくことも期待されます。高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって日常生活を送れるよう、明るく活力ある社会とするためには、高齢者の多様な価値観が尊重され、意欲や能力に応じて自己実現を図り、主体的に生活できる環境を整備することが大切です。

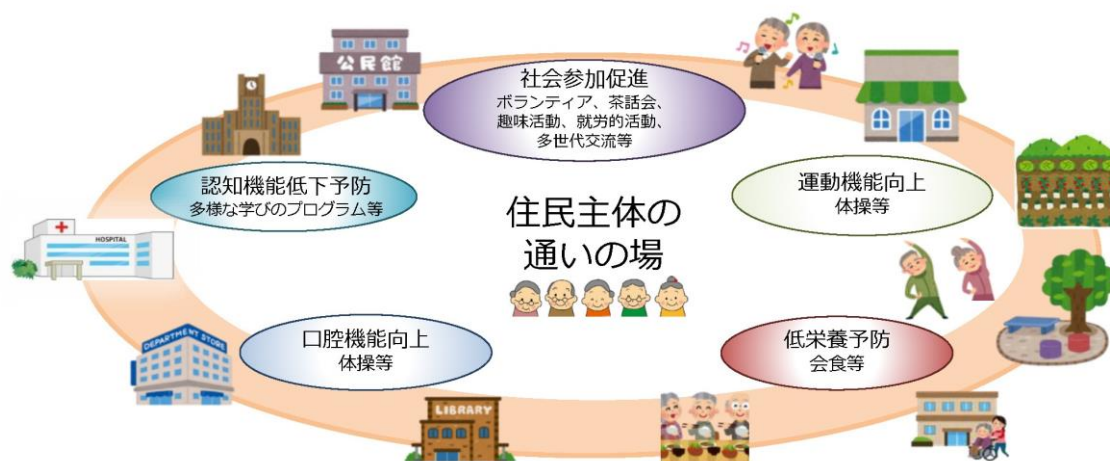
そのため、スポーツ・レクリエーション、趣味活動、生涯学習、就労、世代間交流等、様々な分野での社会参加・生きがいづくりを促進するとともに、高齢者が自身の健康保持と社会貢献を意識し、社会の担い手として積極的に参加できるまちづくりに努めます。

また、健康上の問題がなく日常生活を送れる「健康寿命」を延ばし、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、元気に安心して暮らせるまちを目指すには、市民一人ひとりが自分自身の健康状態を把握し、日頃から健康への関心や目標をもって主体的に「健康づくり」に取り組むことが重要です。

そのためには、食生活改善や運動習慣等のセルフケアの定着を図り、早い段階からの健康管理への意識付け、生活習慣病予防や重症化予防、フレイル※予防等の健康意識を高め、健康的な生活を送ることが、高齢期の健康づくりや生きがいづくりの基礎となることを理解してもらう必要があります。ライフステージに応じた適切な生活習慣や食習慣・運動習慣を身に着けることができるよう「うららトス21プラン」とあわせ、支援していきます。

本市の要支援・要介護認定者の割合は、令和2（2020）年より増加傾向で推移しています。このような情勢に対し、各事業の実施状況を定期的に評価し、高齢者の選択肢の拡大に向けた取り組みを推進していきます。

介護予防の推進に向けた取組として、現在地域の活動に参加していない方や新型コロナウイルス感染症流行以前は参加していた方等に対して、改めて通いの場等に対する参加の呼びかけや外出する仕掛けづくりを行い、支え合いの再構築を図っていきます。



基本目標 2【生活支援・住まい】

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

ひとり暮らし等の頼れる身寄りがいない高齢者や認知症の方の増加が見込まれており、高齢者福祉サービスや介護サービスの担い手が不足する中で、お互いを助け合う地域づくりが必要です。さらに、令和 8 年 4 月 1 日に施行された「高次脳機能障害者支援法」を踏まえると、日常生活上の支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現が一層求められているといえます。地域共生社会を実現するためには、住民同士のつながりや、関係団体、民間企業等の様々な資源を生かしながら、多様なニーズに対応した生活支援の体制づくりを地域の実情に応じて進めることが重要です。

移動手段やごみ出し、簡単な家事の手伝い等日常生活の困りごとを手助けするなど、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化（生活支援体制整備事業）を図ります。また、在宅での生活が継続できるよう在宅サービスを提供するとともに、高齢者一人ひとりがその生活状況に応じた暮らしができるよう、住宅と福祉の関係者が連携し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援等の整備に取り組みます。

また、豪雨災害等、近隣自治体において甚大な被害をもたらす災害が多発しており、本市においても災害に備えることが必要です。災害時には、支援が必要となる高齢者も多くなることが予測されます。安心して地域での生活を継続できるように、地域や関係機関と引き続き情報共有・連携を図ることで、災害時に必要な支援体制を強化していきます。

基本目標 3【医療・介護】

地域における多職種連携の推進

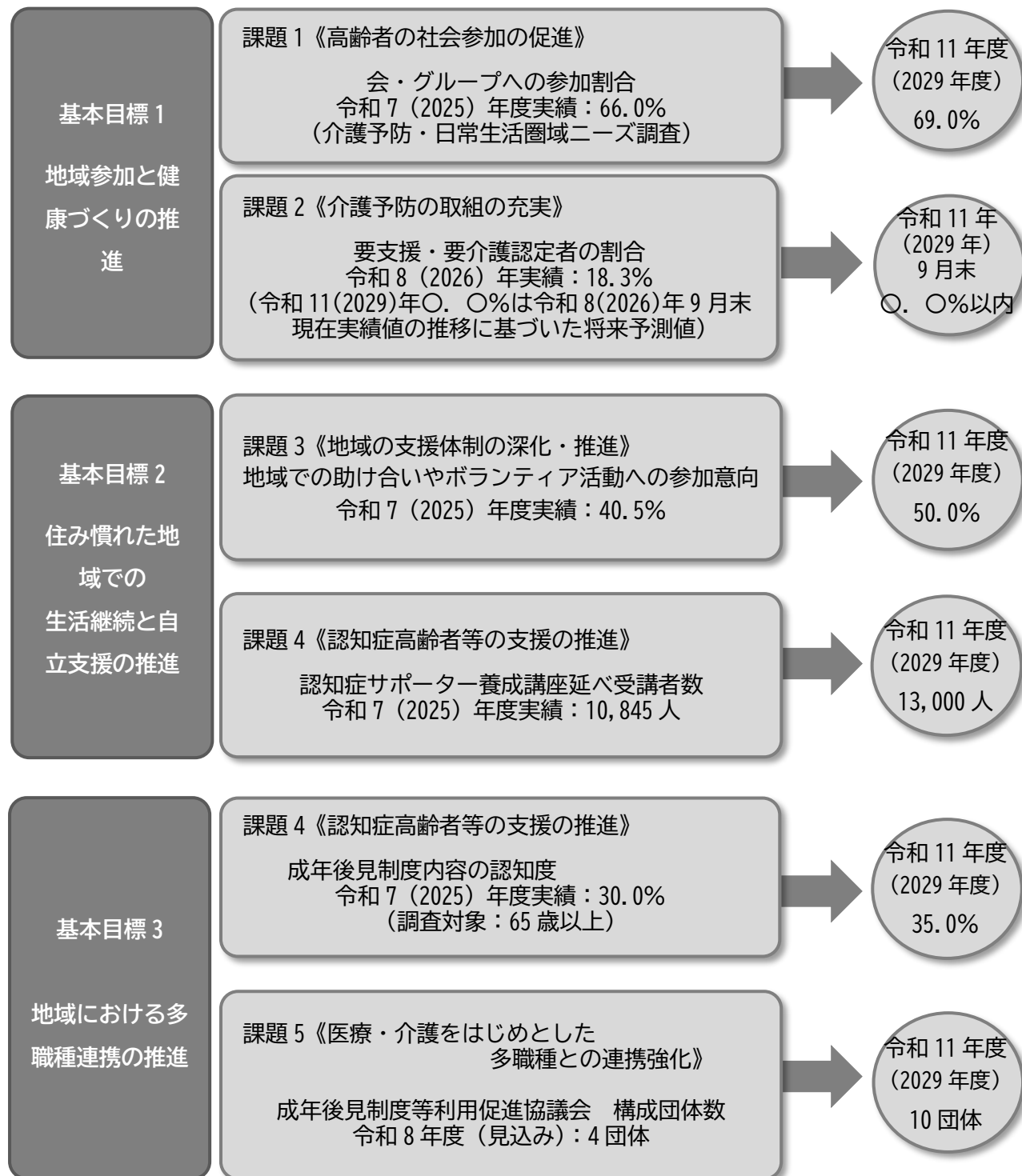
高齢者の増加に反して、医療や介護の人材不足が見込まれており、医療や介護が必要になっても安心して自宅での生活を続けやすくするために、医療や介護をはじめとする専門職との連携を一層推進していく必要があります。

高齢の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居している世帯に係る 8050 問題をはじめとする複雑な課題に対して、多様な職種間の連携により、高齢者の実態を関係者間で共有し、地域の課題を把握することができ、課題に対してそれぞれの専門的知見からの助言をすることで、よりよい支援につながります。このことは地域包括ケアシステムの構築を推進するために非常に重要であるため、今後も鳥栖地区広域市町村圏組合と一体となって人材確保・育成に取り組むとともに、引き続き専門職との連携を強化していきます。さらに、高齢者の尊厳保持のために、佐賀県社会福祉士※会東部支部等の関係機関や相談支援専門員等と連携し、虐待防止や権利擁護に取り組みます。また、成年後見制度の利用促進に向けた中核機関（第 6 章 p●参照）の体制整備、市民後見人の養成等を推進します。

また、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和 6（2024）年 1 月に施行されました。本市においても、認知症基本法に掲げられた基本理念のもとに、認知症の人がいきいきと自分らしく生活することができるよう認知症施策を推進します。

効果・成果を表す指標

3つの基本目標に、第4章に示す各施策の取組の結果として得られる指標を設定し、その数値目標を掲げることで、基本目標の達成・進捗状況を確認・評価します。



第4章

施策の展開

【基本理念】 誰もがいきいきと暮らせる住み良い地域を目指して

基本 目標	区分	各 施 策	頁 数
基本 目標 1 地域参加と健康づくりの推進 【介護予防】	1.生きがいがづくり・ 社会参加の促進	① 路線バス等運賃助成事業(高齢者福祉乗車券「でかける券」)	50
		② ミニバス乗車体験会	50
		③ 老人クラブへの支援	51
		④ シルバー人材センターへの支援	52
		⑤ サポートピア事業	52
		⑥ まちづくり推進センター主催講座・教室	53
		⑦ 高齢者向け憩いの場事業	53
		⑧ 若さはつらつ教室(スポーツ・レクリエーション活動)	54
		⑨ 資源回収推進奨励金交付	54
		⑩ 高齢者趣味の作品展	55
		⑪ 高齢者福祉施設整備事業	55
	2.敬老事業	① 敬老祝金	55
		② 敬老会補助金	56
		③ 長寿高齢者訪問	57
	3.介護予防事業	① 通いの場立ち上げ支援事業(とすっこ体操)	58
		② 地域巡回介護予防健診	58
		③ いきいき健康教室	59
		④ TOSUSHI音楽サロン	60
		⑤ 介護予防サポーター養成事業	60
		⑥ ロコモーショントレーニング教室	61
		⑦ ふまねっと運動教室	62
		⑧ 元気クラブ	62
		⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	63
		⑩ 高齢者食生活改善	64
		⑪ 運動自主活動支援事業	64
		⑫ 介護予防講演会事業	65
	4.介護予防・生活支援 サービス事業	① 介護予防訪問型サービス	65
		② 自立支援訪問型サービス	65
		③ 生活リハビリ通所型サービス	66
		④ ハツラツ通所型サービス	66
		⑤ ステップアップ通所型サービス	67

基本 目標	区分	各 施 策	頁 数
基本 目標 2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 【生活支援・住まい】	1.生活支援体制整備事業	① 生活支援コーディネーターの活動の推進	68
		② 協議体の設置・推進	69
		③ 買物支援協力店	70
		④ ごみ出し支援サービス事業	70
	2.在宅福祉サービス事業	① 「食」の自立支援事業	71
		② 福祉電話事業	72
		③ 高齢者紙おむつ等支給事業	72
		④ 在宅寝たきり老人等介護見舞金	73
		⑤ 特殊ベッド・車椅子貸出事業	73
		⑥ 福祉有償運送	74
		⑦ 市営住宅への入居支援	74
	3.災害に対する備え	① 避難行動要支援者支援事業	75
		② 避難所の整備(まちづくり推進センター)	76
		③ 福祉避難所の充実(高齢者福祉施設) 【新規】	76
		④ 施設整備補助金	76
	4.見守り・支えあいのネットワーク構築	① 高齢者等見守りネットワーク事業	77
		② 緊急通報システム事業	77
		③ ふれあいネットワーク事業	78
		④ 家族介護者交流会事業	79
基本 目標 3 地域における多職種連携の推進 【医療・介護】	1.認知症施策の推進	① 認知症サポーターの養成・活動促進 【第5章 鳥栖市認知症施策推進計画に記載】	96
		② 認知症地域支援推進員の配置 【第5章 鳥栖市認知症施策推進計画に記載】	98
		③ 認知症カフェの支援 【第5章 鳥栖市認知症施策推進計画に記載】	98
		④ 認知症初期集中支援事業 【第5章 鳥栖市認知症施策推進計画に記載】	99
		⑤ 認知症相談室事業 【第5章 鳥栖市認知症施策推進計画に記載】	99
	2.包括的支援事業	① 地域包括支援センター運営事業	80
		② 地域ケア会議	81
	3.高齢者の権利擁護	① 成年後見制度利用支援事業 【第6章 鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画に記載】	111
		② 成年後見制度利用の促進事業 【第6章 鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画に記載】	111
		③ 「わたしの栖ノート」普及事業 【新規】 【第6章 鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画に記載】	##
		④ 地域連携ネットワークづくり 【第6章 鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画に記載】	##
		⑤ 担い手の確保・育成等の推進 【第6章 鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画に記載】	##
		⑥ 養護老人ホームへの老人保護措置	82
		⑦ 高齢者虐待相談対応事業	83
		⑧ 「消費者被害防止」出前講座	84
		⑨ 鳥栖市消費者安全確保地域協議会	84
	4.在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療・介護連携推進事業	85

1. 生きがいづくり・社会参加の促進

① 路線バス等運賃助成事業（高齢者福祉乗車券「でかける券」）

事業内容

市内に居住する 75 歳以上の者又は 70 歳以上で運転免許証を自主返納若しくは更新しなかった者に対し、高齢者福祉乗車券を交付し、当該乗車券が使用された路線バス・ミニバス等について運賃を助成し、高齢者の社会参加の促進を図ります。

〈現状〉

高齢者の社会参加の促進に寄与しています。実購入者数は増加傾向にあり、従来の路線バスやミニバスに加え、市内を回遊する乗合型タクシーの運賃にも適用を拡大することで、利便性を向上させています。実購入者に占める継続購入者も年々増加しており、本事業が浸透してきています。

〈施策の方向性〉

今後も、高齢者の社会的活動や外出支援のため、関係課と連携し対象者に事業を周知し、継続して助成を行います。

項 目	実 績			目 標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (見込み)	R9 年度	R10 年度	R11 年度
実購入者数（人）	483	599	620	640	660	680

② ミニバス乗車体験会

国道・交通政策課

事業内容

高齢運転者、公共交通を利用していない方を対象にミニバスの乗車体験会を開催し、公共交通の使い方を学ぶとともに、自動車からの転換や外出の促進を図ります。

〈現状〉

乗車体験会でミニバスの利用方法や走行ルート、停留所の位置等を知っていただき、日常生活での利用を促しています。

〈施策の方向性〉

高齢者を含む多くの方に乗車体験会を通して公共交通に興味・関心を持っていただき、移動手段の 1 つとしてミニバスを利用してもらえよう、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
実施回数（回）	-	-	1	2	2	2

③ 老人クラブへの支援

事業内容

高齢者の社会活動の場として地域福祉の向上に大きな役割を果たしている鳥栖市老人クラブ連合会に対し支援をしています。

鳥栖市老人クラブ連合会を中心に、各町区に老人クラブが結成され、「のぼそう健康寿命、担おう地域づくりを」をメインテーマとして活動しています。同会の活動は、講演会、研修会、鳥栖市老人福祉大会の開催、県スポーツ大会への参加、グラウンド・ゴルフやペタンクの大会、花づくり事業の実施、また伝承活動等多方面にわたっています。

〈現状〉

高齢者の社会活動の重要な場であり、その運営を支援しています。会員増強活動として、地域での健康維持活動や多様な研修の開催、広報活動に尽力されています。

〈施策の方向性〉

高齢者の生きがいづくりの観点から、運営への支援を強化し、高齢者の社会参加を促すとともに、居場所作り、高齢者見守り、高齢者同士の支え合い等の活動内容の広報等を通じて地域の福祉や課題解決の助けとなるよう、会員の増加や活動の拡大を支援します。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
会員数（人）	2,026	1,927	1,830	1,830	1,830	1,830
クラブ数（件）	31	30	29	30	30	30

④ シルバー人材センターへの支援

事業内容

シルバー人材センターでは、一般企業等の軽作業をはじめ、植木の剪定や福祉・家事援助サービス等様々な業務を行っています。シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいづくりの支援と社会参加の促進、ボランティア意識の醸成を図ります。

〈現状〉

会員数、受注件数、就業実人数・延べ人数は、減少傾向にあります。特に、会員数については、大幅な減少はないものの定年延長や再雇用等により入会者が高齢化しています。

〈施策の方向性〉

超高齢社会である今日、定年を迎えても就労意欲は高く、そのニーズは多様化しているといえます。今後も高齢者の社会参加を促すため、活動内容・組織状況を確認し、会員の拡大、センターの広報、就業機会の確保等の支援をしていきます。

⑤ サポートィア事業

鳥栖地区広域市町村圏組合

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

高齢者福祉施設等での手伝いや地域活動の補助を行うボランティア（サポートィア）を養成し、社会活動の場を提供することで、高齢者自身の介護予防につながる体制整備を目指します。

〈現状〉

管内の市町、社会福祉協議会や施設等へのチラシやパンフレットの設置や、介護の日フェスタにて特設ブースを設置することで、周知活動を行っています。

また、サポートィア研修会を年1回開催しています。活動場所の一部では、新型コロナウイルス感染症により受入中止になるなど、影響が続いています。

〈施策の方向性〉

より多くの方の参画を促すとともに、活動場所の充実を図るため、広報、周知を行います。活動が中止になっている施設等は、意向、状況を確認しながら活動が再開できるよう努めます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
登録人数（人）	117	112	114	120	125	130
受入機関数（件）	24	24	24	25	26	27

⑥ まちづくり推進センター主催講座・教室

市民協働課

事業内容

各まちづくり推進センター※において、一般教養・趣味の講座・教室等を開催しています。

〈現状〉

毎回異なるテーマで見識を深める一般教養講座をはじめ、手作り教室、料理教室、健康体操教室、歴史教室、手芸教室等の趣味の講座やパソコン教室等を開催しており、高齢者の社会参加の場となっております。令和4（2022）年度は、一般教養関係15講座、趣味教養関係76講座、パソコン関係8講座を開催しました。

〈施策の方向性〉

高齢者の生きがいづくりの場であることはもちろん、地域で活動をするきっかけや世代を超えた交流の場となるよう、今後も事業のテーマ等を検討しながら事業を継続する必要があります。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
高齢者も参加できる講座・教室数	90	99	105	105	105	105

⑦ 高齢者向け憩いの場事業

事業内容

中央老人福祉センター及び各まちづくり推進センターにおいて、地域の高齢者が健康で明るい生活を営むため、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための憩いの場を提供し、高齢者の生きがいづくりと交流の場の確保を図ります。

〈現状〉

地域活動の拠点機能とともに、地域の高齢者の憩いの場としての機能を有し、地域住民の福祉の増進につながっています。

〈施策の方向性〉

高齢者の地域活動への参加を促進する取組として今後も継続して実施するとともに、自主組織化への移行も見据え検討します。また、中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターのみで行っている入浴事業については、利用者の固定化や施設の老朽化、光熱水費の高騰等が課題としてあるため、今後の状況に応じて検討します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
憩いの場事業（か所）	15	15	15	15	10	15

⑧ 若さはつらつ教室（スポーツ・レクリエーション）

スポーツ振興課

事業内容

誰でも手軽にできる太極拳・ヨガを通じた健康増進及び体力の保持を図ることを目的としています。

〈現状〉

各まちづくり推進センターにおいて、太極拳教室やヨガ教室を5月から12月（全12回×8地区）開催しています。

〈施策の方向性〉

若さはつらつ教室は、健康づくりだけでなく、参加者同士のコミュニケーションの場にもなっており、新たなメニューの開発も検討しつつ今後も推進します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	96	96	96	96	96	96
参加者数（人）	1,134	1,167	1,200	1,200	1,200	1,200

⑨ 資源回収推進奨励金交付

環境課

事業内容

町内会、老人会、子どもクラブ等の営利を目的としない団体に対し、回収した資源物の数量に応じて奨励金を交付することにより、リサイクルの推進を図ります。市民自らが資源回収することで、分別方法の理解やごみ減量への意識が高まることが期待でき、資源回収活動を通じて住民同士のコミュニティ活性化にもつながります。

〈現状〉

資源物を自主的に回収している町内会や老人会等に対し、奨励金を交付することで団体の活動を支援しています。

〈施策の方向性〉

今後も引き続き資源回収に取り組むことにより、高齢者の社会参加も推進できることから、事業が継続されるよう推進します。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
団体数	87	87	85	85	85	85
回収量（kg）	625,740	624,524	618,000	618,000	618,000	618,000

⑩ 高齢者趣味の作品展

事業内容

市内居住の60歳以上の者を対象に、趣味で励まれている絵画、書、写真、手芸、工芸等の作品をエントランスホールにおいて展示しています。

〈現状〉

市内で活動するサークル等の団体を中心に出展があります。

〈施策の方向性〉

趣味等の活動や発表の場は、生きがいつくりにつながっており、その支援のため、今後も継続していきます。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
出展者数（人）	67	60	60	70	80	90

⑪ 高齢者福祉施設整備事業

事業内容

高齢者福祉施設の老朽化に伴う長寿命化及び施設維持のための大規模改修工事を実施します。

〈現状〉

本施設は建設から30年経過し、老朽化が進行しているだけでなく、社会情勢や利用ニーズなど、施設を取り巻く環境も大きく変化しています。

〈施策の方向性〉

高齢者福祉施設の長寿命化及び施設維持のほか、今後の利用ニーズ等を見据えた施設整備を実施します。

2. 敬老事業

① 敬老祝金

事業内容

高齢者に対し、その長寿を祝福し、敬老の意を表すとともに祝金を贈呈します。

〈現状〉

敬老の意を表し、長寿を祝福するために事業を実施しています。支給対象者、支給金額ともに増加傾向にあります。

〈施策の方向性〉

高齢者人口の増加が見込まれており、対象者が増加すると考えられます。今後も敬老の意を表し、長寿を祝福するための事業として継続する一方で、対象者及び支給金額を検討する必要があります。

項目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
支給者数（人）	1,381	1,333	1,335	1,650	1,830	1,680

② 敬老会補助金

事業内容

多年にわたり、地域社会の発展のために尽力された高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表すため、それぞれの地区又は町区で開催される敬老会に対して、その経費の一部を助成しています。

〈現状〉

敬老の意を表し、長寿を祝福するために事業を実施しています。支給対象者、支給金額ともに増加傾向にあり、開催場所の確保の困難化、会の担い手側の高齢化等、敬老会の開催者側の負担も増大しています。

〈施策の方向性〉

敬老会は、地域の高齢者が集まる機会の1つであり、地域づくりの一環となっているため、今後も継続して実施しますが、開催者側の負担増などから、地域における敬老事業の実施方法について検討する必要があります。

項目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
補助対象者数（人）	9,484	9,726	10,628	10,900	11,100	11,200

③ 長寿高齢者訪問

事業内容

毎年 9 月に、市長が対象者を訪問し、記念品を贈呈することで敬老の意を表します。
市内高齢者の年齢上位 10 名を対象としています。

〈現状〉

上位 10 名の希望者に対して、市長が訪問し、敬老の意を表しています。

〈施策の方向性〉

長寿を祝い、敬老の意を表するため、今後も継続して実施します。

3. 介護予防事業

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より、鳥栖市内の 65 歳以上の高齢者では、「転倒」や「うつ」のリスク該当者が前回調査より増えています。また、要介護認定者のうち原因となった疾患として、「認知症」「脳血管疾患」「転倒・骨折」が半数を占めています。KDB※より、その背景には、糖尿病と高血圧が関連していることがわかりました。

このように、生活習慣病が要介護状態に影響していることから、生活習慣病に関する相談・普及・啓発に取り組みます。さらに、通いの場を中心に住民主体で体づくりや認知症予防に取り組めるよう支援していきます。

① 通いの場立ち上げ支援事業（とすっこ体操）

事業内容

介護予防や地域コミュニティの拠点として、町区の公民館等において月 1 回以上開催する通いの場の立ち上げを支援します。

立ち上げの際には、1 か月程度リハビリ等の専門職種による支援を行い、立ち上げから、3 か月後、6 か月後、1 年後と継続した支援を行います

〈現状〉

町区の公民館等の身近な場所での通いの場の立ち上げを支援することで、介護予防に資する体操等の普及、見守り体制の構築や閉じこもり予防を図っています。令和 8（2026）年 8 月時点で、全 51 町区で通いの場が立ち上がっています。

〈施策の方向性〉

市内の全ての町区における通いの場の立ち上げを目指し、歩いていける身近な場所での介護予防や健康づくりや地域コミュニティの強化を目指します。今後は、継続した活動ができるように必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (見込み)	R9 年度	R10 年度	R11 年度
継続している通いの場 数（か所）	45	51	51	53	55	57

② 地域巡回介護予防健診

事業内容

町区の公民館等を訪問し、介護予防健診を実施することで、閉じこもり、認知症等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげます。

〈現状〉

通いの場を対象に、体力測定や認知機能チェック等の健診を行っています。フレイルリスクが高い方には、地域包括支援センターと連携して個別相談を実施し、介護予防教室や相談窓口の紹介等の支援を行っています。

〈施策の方向性〉

介護予防が必要な高齢者の早期発見ができるよう推進し、適宜事業評価を実施することで、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10 年度	R11 年度
開催数（回）	48	52	51	53	55	57
延べ参加者数（人）	532	568	695	730	760	790

③ いきいき健康教室

事業内容

自宅でもできる体操や認知症を予防する方法等を習得させることで、要支援・要介護状態になることを予防します。

口腔機能改善や栄養の基礎知識、認知症予防等の講話やストレッチ、ふまねっと運動[※]等の運動を実施して、高齢者の健康づくりに取り組みます。

〈現状〉

公民館等へ専門職が出向く出前講座であり、地域のいきいきサロンや敬老会等でも活用していただき、高齢者の健康や介護予防に関する知識の普及啓発の一助となっています。

〈施策の方向性〉

地域での自立した生活を促すとともに、地域活動を活発にするため、今後も推進します。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
開催数（回）	81	91	92	96	100	104
延べ参加者数（人）	952	1,330	1,390	1,450	1,510	1,570

④ TOSUSHI 音楽サロン

事業内容

音楽療法の手法を用いて、音楽を聴く、歌をうたう、音楽を奏でるなどの「音楽活動」と「身体活動」等を意図的、計画的、継続的に実践することにより、心身の健康保持及び増進につなげ、要支援・要介護状態になることを予防します。

〈現状〉

全地区のまちづくり推進センター（分館）で開催し、通いの場においては、出前講座方式で実施しています。

〈施策の方向性〉

音楽療法の活動を通して生きがいや仲間づくりを促します。社会性の拡大及び、介護予防や心身機能の向上を図るため継続して実施していきます。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
開催数（回）	61	64	69	71	73	75
延べ参加者数（人）	695	771	823	870	920	970

⑤ 介護予防サポーター養成事業

事業内容

介護予防に関する一定の知識と経験を有する介護予防サポーターを養成することで、介護予防サポーター自身の心身機能の維持向上を目指すとともに、介護予防の担い手としての活動につなげます。

〈現状〉

令和 7（2025）年度末で、累計 83 人がサポーター認定を受けています。介護予防についての知識を身につけ、他の介護予防教室において高齢者の見守り役を担うなど、地域において重要な役割を担っています。

〈施策の方向性〉

介護予防サポーターが地域で活動できる場の創出と研修等の事業を展開することにより、高齢者自身の健康の維持向上と担い手の確保を図ります。今後は、受講者の認定までをサポートしつつ、既に認定を受けたサポーターが継続して活動できるよう必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
開催数（回）	12	12	8	8	8	8
新規認定者数（人）	4	10	4	6	8	10

⑥ ロコモーショントレーニング教室

事業内容

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）※の予防のため、ストレッチ、筋力トレーニング、リズムダンス等を実施し、要支援・要介護状態にならない体力づくりと健康的な生活習慣の形成を図り、適切な運動習慣の普及、実践及び定着を目指します。

各まちづくり推進センター・市民体育館で開催し、ロコモティブシンドローム予防指導者による運動を実施しています。

〈現状〉

身体的・精神的効果に関して多くの参加者が肯定的に評価しています。併せて今後自主組織化への移行を見据えて、リーダー役となる人材育成のため、お互いに運動を教え合う時間をつくるなどの工夫も取り入れています。

〈施策の方向性〉

自宅において日常的な運動習慣として定着できるよう、今後も継続して実施するとともに、自主組織化への移行を見据えて、今後それぞれの地域で自主的に教室を開催するリーダー役を育成できるよう、取組を検討します。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
開催数（回）	36	36	36	36	36	36
延べ参加者数（人）	811	1,008	1,800	1,800	1,800	1,800

⑦ ふまねっと運動教室

事業内容

リズムに合わせて綱目を踏まないようにステップを踏む「ふまねっと運動」を実施し、歩行、バランス、認知機能の改善を図ります。

また、地域のボランティアによる事業の実施につなげ、地域コミュニティの強化を図ります。

各まちづくり推進センターで月2回開催しています。

〈現状〉

参加者はリピーターが多く、運動機能及び認知機能の向上だけでなく、地域コミュニティとしての役割も大きく果たしています。

〈施策の方向性〉

高齢者の介護予防のほか、指導者役として高齢のサポーターも参加することで、社会参加の実現、地域コミュニティの強化につながるため、継続して実施していきます。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
開催数（回）	189	192	192	192	192	192
延べ参加者数（人）	1,520	1,763	1,887	2,010	2,130	2,260

⑧ 元気クラブ

事業内容

専門職及び介護予防サポーター等により運営される通所型の介護予防教室です。運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上のためのプログラムや買物支援を提供することにより、加齢等に伴う心身の機能低下を予防し、要介護状態等となることを防ぐとともに、自分らしい自立した生活の維持・向上を図ります。

〈現状〉

教室への参加を通して、体操等自宅でのセルフケア定着に加え、他の参加者と楽しく会話するなど、貴重な社会参加の一助となっています。

終了後は地域の通いの場や他の介護予防教室、また必要に応じて介護保険サービスへの移行等、個別に応じてつなぐことができています。

〈施策の方向性〉

通いの場で実施している体操を取り入れながら、専門職と連携し、介護予防サポーターが中心となって教室運営を行うことで、自宅での運動習慣等の継続を支援するとともに、終了後の地域移行に向けた教室となっています。

また、介護予防サポーターが活動できる場ともなり、地域の支えあいの体制づくりを推進します。今後は、適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
開催数（回）	89	99	99	99	99	99
延べ参加者数（人）	723	782	1,000	1,200	1,200	1,200

⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

事業内容

加齢に伴う身体的な機能低下や複数の慢性疾患を持つなど様々な課題がある高齢者の特性に応じて、医療・介護・健診等のデータを一体的に分析し、高齢者に対する個別的支援や通いの場等への積極的な関わりを行い、高齢者の健康増進を図ります。

〈現状〉

高齢者の医療・介護・健診等のデータを集団や個別で一体的に分析を行っています。また、保健師や管理栄養士※が、医療や介護、健診等受けられていない方（健康状態不明者）や低栄養、生活習慣病等の方の重症化予防のため保健指導を行い、必要に応じて医療機関への受診勧奨や介護サービスにつなげています。

通いの場においては、歯科衛生士※や管理栄養士、保健師等が積極的に関わり、認知症や高血圧等についての健康教育・健康相談を実施しています。

〈施策の方向性〉

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進及び介護予防を図るため、今後も推進します。また適宜評価を実施し、必要に応じて内容の改善を図ります。

項 目	実 績			目 標		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
歯科衛生士・管理栄養士・保	48	52	51	53	55	57

健師 講話回数（集团教育）						
講話対象者延べ人数（人）	532	568	695	730	760	790

⑩ 高齢者食生活改善

健康増進課

事業内容

加齢に伴い減少していく筋肉量や筋力を維持するため、高齢者に必要な栄養摂取を推進し、フレイル予防及び介護予防を目指します。

〈現状〉

食生活改善推進員が、年2回（春の地区伝達、秋の地区伝達）、各まちづくり推進センターで健康講話と料理教室を実施しています。

〈施策の方向性〉

望ましい食生活習慣について高齢者やその家族を対象に各地区のまちづくり推進センターで実施しており、高齢者の健康づくりやフレイル及び介護予防のため、今後も推進します。新規の参加者増に向けて、事業の周知を強化します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	7	16	16	16	16	16
参加者数（人）	82	247	250	260	280	300

⑪ 運動自主活動支援事業

健康増進課

事業内容

生活習慣の改善、疾病予防や介護予防を目的とし、地域で自主的に運動等を行っている自主グループに定期的に指導を行い、効果的な運動の継続を支援します。

〈現状〉

各地区まちづくり推進センターと中央老人福祉センターで週1回活動している自主活動グループに対し、会場の提供、健康運動指導士※の派遣等を行い、活動の継続を支援しています。

〈施策の方向性〉

地域の運動自主活動グループに参加し、運動を継続的に取り組むことで、介護予防につながることから今後も推進していきます。また、自主的に運動を継続できる体制の構築が課題であり、サークルリーダーを育て、自立した活動ができるように支援していきます。

項 目	実 績			見 込 み		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
開催数（回）	324	321	325	325	325	325
参加者数（人）	4,849	5,380	5,500	5,600	5,700	5,800

⑫ 介護予防講演会事業

事業内容

一般住民向けの介護予防に関する講演会を開催し、認知症や介護予防に対する理解を深める取組を実施します。

〈現状〉

令和 6（2024）年度は、介護の日フェスタとして開催し 150 人の参加がありました。関係機関との連携のもと講演会以外にも啓発等展示、相談、各種体験など実施し好評でした。令和 7（2025）年度は市内の医師による認知症に関する講演を行ったところ、関心度が高く、225 人が参加し、介護予防に関する知識の普及啓発ができました。

〈施策の方向性〉

介護予防に関する知識や技術を広く一般市民等に周知することにより、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを目指すため、鳥栖地区広域市町村圏組合とも連携し、推進します。

高齢化社会の進展と医療・介護負担が増加している状況で、事前の介護予防が重要な取組であるため、幅広い年代に関心を持ってもらうため多くの人に周知し、介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。

4. 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防訪問型サービス

鳥栖地区広域市町村圏組

訪問型サービス（従来相当サービス）

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

制度改正前の介護予防訪問介護※に相当するサービスです。

訪問介護員等が居宅を訪問し、利用者が自立した生活を継続できるように、入浴等の身体介護や掃除、調理等の生活支援を行います。

〈現状〉

介護予防訪問型サービスは、要支援者※、総合事業対象者※がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業者が介護予防訪問型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも介護予防訪問型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

② 自立支援訪問型サービス

鳥栖地区広域市町村圏組

訪問型サービス（A型サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

介護予防訪問型サービスの運営基準を緩和した、一定の研修を修了した職員等により生活援助を提供するサービスです。

訪問介護員等が居宅を訪問し、掃除や調理等を利用者と一緒に行い、利用者の自立を目指します。

〈現状〉

自立支援訪問型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業者が自立支援訪問型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも自立支援訪問型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

③ 生活リハビリ通所型サービス

鳥栖地区広域市町村圏組

通所型サービス（従来相当サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

制度改正前の介護予防通所介護※に相当するサービスです。

入浴・食事等の必要な日常生活上の支援や身体の機能が低下しないような運動を行い、生活機能の維持又は向上を目指します。

〈現状〉

生活リハビリ通所型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業者が生活リハビリ通所型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後とも生活リハビリ通所型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

④ ハツラツ通所型サービス

鳥栖地区広域市町村圏組

通所型サービス（A型サービス）

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

生活リハビリ通所型サービスの運営基準を緩和したサービスです。

必要な日常生活上の支援や様々な活動を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

〈現状〉

ハツラツ通所型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、介護予防・生活支援サービス事業所がハツラツ通所型サービスを提供しています。

〈施策の方向性〉

介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後ともハツラツ通所型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。

⑤ ステップアップ通所型サービス

鳥栖地区広域市町村圏組合

通所型サービス（C型サービス）

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

入院や生活習慣の変化による生活不活発病の解消のため、短期集中的な機能向上プログラムを提供するサービスです。

保健・医療の専門職が、短期間、集中的に運動・栄養・口腔・認知機能向上のプログラムを実施することで、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

〈現状〉

ステップアップ通所型サービスは、要支援者、総合事業対象者がサービスの対象となり、鳥栖地区広域市町村圏組合管内は2事業所が実施事業所となっています。

〈施策の方向性〉

鳥栖市民の利用者を増やすために、市内の通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所にアプローチを行います。また、介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後ともステップアップ通所型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。



1. 生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。

① 生活支援コーディネーターの活動の推進

平成 30(2018)年 4 月から、市内 4 か所の地域包括支援センターに第 2 層生活支援コーディネーターを配置し、令和 5(2023)年度から鳥栖市社会福祉協議会に第 1 層生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援コーディネーターが地域での困りごとを把握し、必要なサービスへとつなげたり、関係機関と連携を図りながら、住民とともに新たなサービスの創設などを行っています。

事業内容

生活支援コーディネーターは、地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図りながら、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、次のような業務を実施しています。

- ・地域のニーズと資源の状況の見える化
- ・地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・関係者のネットワーク化
- ・目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ・ニーズとサービスのマッチング

〈現状〉

高齢者が地域で安心して生活し続けるために、多様化する生活支援のニーズに対応するには、地域の様々な主体による支え合いのサービスが必要となるため、サービスの創出に向け、他事例の紹介・検討等を行っています。

令和 6 年度にはちょっとした暮らしの困りごとに応えるための「シニアのためのこまりごと解決 BOOK」を作成したり、地域支え合い車両(めじたん号)の貸し出しによる移動支援の取組みが始まりました。また、民間企業と連携した移動販売も広がっています。

〈施策の方向性〉

生活支援・介護予防サービスのニーズが高まることが見込まれる 2040 年に向け、地域の住民や多様な主体との意識の共有や地域づくりへの参画促進を図ります。また、高齢者が日常生活を営む上でちょっとした身近な支援のうち、介護保険では対応できない短時間のもの等について、地域のボランティアや関係団体、民間企業等様々な主体による支え合いのサービスの創出を支援します。

項目	実 績			目 標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (見込み)	R9 年度	R10 年度	R11 年度
支え合いによる 生活支援サービス (件)	3	3	3	4	4	4

② 協議体の設置・推進

事業内容

生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進するために、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として、協議体を設置しています。

協議体は、次の役割を担います。

- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
- ・企画、立案、方針策定を行う場
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場
 - ・情報交換の場、働きかけの場

〈現状〉

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画のために、令和 5(2023)年度に第 1 層(市全体対象)協議体を設置しました。

地域においても、生活支援コーディネーターにより、市民、関係団体、民間企業等の話し合いの場の開催や、既存会議に参加すること等により、地域資源、地域ニーズの把握や情報共有を行っています。

〈施策の方向性〉

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように、地域の情報共有や連携強化の場として引き続き推進します。

項目	実 績			目 標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (見込み)	R9 年度	R10 年 度	R11 年度
第 2 層協議体の数	1	2	2	3	3	3

③ 買物支援協力店

事業内容

身体機能の低下や移動手段が確保できないなどの理由で買物に支障がある方に対し、民間事業者による買物支援の取組の周知等の支援を行います。

〈現状〉

生活支援コーディネーター等と連携し、店舗で購入したものや自宅で注文した商品を配達するなどの「買物支援」をされている店舗等を掲載した「買物支援協力店」を作成し、資源の見える化を行っています。

〈施策の方向性〉

今後も民間事業者や生活支援コーディネーターと連携し、既存資源の活用促進をはじめとする買物支援の取組を継続します。また、初版から時間が経過しているため、掲載内容の見直しを行っていきます。

項 目	実 績			目 標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (見込み)	R9 年度	R10 年度	R11 年度
買物支援協力店延べ数 (事業者)	61	61	62	62	62	62

④ ごみ出し支援サービス事業

環境課

事業内容

高齢や障害等により、ごみ集積所までのごみ出しが困難な高齢者等に対し、ごみ出しの方法や体制について支援を行います。

〈現状〉

親族や近所の方、介護ヘルパーによりごみ出しの支援が行われているほか、町区と調整しごみ集積所を高齢者宅の近くに移動させるなど、状況ごとに個別の対応を行っています。

〈施策の方向性〉

対象者の選定やごみ出しの支援方法、支援体制について、関係各課と連携しながら、個人の実情に応じた支援について協議し、実施していきます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
ごみ出し支援サービス	協議	協議	協議	実施	実施	実施

2. 在宅福祉サービス事業

① 「食」の自立支援事業

事業内容

食事の調理や調達が困難な高齢者に食事を提供することにより、食生活の改善と健康増進を図り、健康で自立した生活を支援します。

また、自立支援という観点も踏まえ、利用回数は利用者の状況や家庭環境等を調査した上で決定し、受託事業者により自宅までの配達及び安否確認を実施しています。

〈現状〉

自立支援という観点より、利用回数は利用者の状況や家庭環境等を調査した上で決定しています。地域包括支援センターと連携し、食事や見守りの支援を要する方の利用促進を図っています。

〈施策の方向性〉

食事の提供及び安否確認を行う本事業は、高齢者の在宅生活の継続に欠かせないものという認識のもと実施してきました。近年、栄養バランスの取れた食事を配達する民間配食事業者や高齢者の見守りサービスを提供する民間事業者が充実してきており、本事業開始当時と社会状況が変化しています。今後は、栄養のある食事の配達という部分について継続すべきか検討を行い、他事業も含めた安否確認方法の拡充を実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
年度末時点利用実人数（人）	146	133	140	155	170	185
延べ配食数（食）	43,615	35,858	37,000	40,000	42,000	44,000

② 福祉電話事業

事業内容

所得の少ないひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で常時介護を必要とする者がいる世帯に対し、固定電話を貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

〈現状〉

緊急通報システム事業で固定電話の回線を使用するため、本事業を並行して実施しています。そのため、緊急通報システム事業が電話回線を使わないものに変更となった場合、市の事業において固定電話の貸与は必須ではなくなります。また、携帯電話の普及や、固定電話も安価で利用できるプランもあることから市として固定電話を貸与する必要性は低くなっています。

〈施策の方向性〉

緊急通報システム事業が電話回線を使わないものに変更となった場合、事業を終了します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
利用者数（人）	4	2	2	2	2	2

③ 高齢者紙おむつ等支給事業

事業内容

寝たきり等で常時失禁状態にある高齢者がいる世帯で、市県民税非課税世帯及び在宅で介護を受けている方を対象に紙おむつ等を支給します。

〈現状〉

紙おむつ等の支給を通じて介護者の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援しています。

〈施策の方向性〉

紙おむつ等を支給することにより、在宅生活の継続を支援する取組であることから、今後も実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
受給者数（人）	24	20	25	30	40	40

④ 在宅寝たきり老人等介護見舞金

事業内容

寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を在宅で介護している者に対し、在宅寝たきり老人等介護見舞金を年2回（4月、10月）支給します。

〈現状〉

例年、介護支援専門員※（ケアマネジャー）を通じて、介護者から一定の新規申請があります。

〈施策の方向性〉

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域での生活を継続できるように、家族介護者を慰労する支援であることから、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
支給者数（人）	23	18	23	25	27	29

⑤ 特殊ベッド・車椅子貸出事業

事業内容

寝たきり状態等で特殊ベッドが必要な者や一時的に車椅子が必要な者に対し、おおむね1か月特殊ベッド・車椅子を貸し出すことにより福祉の向上を図ります。

〈現状〉

特殊ベッドが必要な寝たきり状態等の者に対し、一時的に貸し出すことにより福祉の向上を図っています。

車椅子が必要な者に対し、一時的に車椅子を貸し出すことで、高齢者等の福祉の向上につながっています。

〈施策の方向性〉

特殊ベッドや車椅子の利用ニーズは常にあり、高齢者等やその家族の在宅生活を支えるため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
特殊ベッド貸出 延べ人数（人）	4	3	5	6	6	6
車椅子貸出延べ人数（人）	70	79	80	80	80	80

⑥ 福祉有償運送

事業内容

福祉有償運送とは、要支援・要介護認定者や身体障害者等、ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な者に対して、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が実施する、自家用自動車による移送サービスです。

鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で佐賀県東部地区福祉有償運送運営協議会を設置し、適切なサービスの確保に努めています。

〈現状〉

ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な要介護者や身体障害者等の移動手段としての役割を担っています。

〈施策の方向性〉

登録事業所とともに、サービスが必要な方のニーズに応えられるよう、今後も東部地区福祉有償運送運営協議会に参画します。

項 目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
登録事業所数	2	2	2	2	2	2

⑦ 市営住宅への入居支援

建設課

事業内容

市営住宅への入居に際し、特に配慮が必要な高齢者世帯等の入居を一定の範囲を設け(特定目的住宅)優先的にを行います。

〈現状〉

高齢者世帯等の優先入居を目的とした特定目的住宅は、計画に基づき設定を進めています。現在特定目的住宅は75戸あり、そのうち高齢者世帯向けは28戸設定しています。(令和5(2023)年度中に5戸追加予定、うち高齢者世帯向け1戸追加予定)

〈施策の方向性〉

特に配慮が必要な方向けの特定目的住宅の割当てを、市営住宅内で適切に進めることとしています。今後も適宜入居申込者のニーズや社会状況等を勘案しながら、特定目的住宅を計画的かつ適切に割当てていきます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
特定目的住宅（戸）	70	75	80	85	90	95
うち高齢者世帯向け （戸）	27	28	29	30	31	32

3. 災害に対する備え

① 避難行動要支援者支援事業

地域福祉課

事業内容

避難行動要支援者名簿※の更新を毎年度行い、対象となる高齢者や障害者の状況把握に努めるとともに、関係機関に情報提供を行います。

また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援を行い、計画的な避難行動の促進を図ります。

〈現状〉

避難行動要支援者名簿の更新及び関係機関への情報提供を毎年度行っています。

また、個別避難計画の作成支援会議を開催するなど、計画作成の推進に努めています。

〈施策の方向性〉

避難行動要支援者名簿の更新及び関係機関への情報提供を毎年度行います。

個別避難計画の作成を推進します。

項目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
名簿更新（毎年度）	実施	実施	実施	実施	実施	実施
計画作成件数（件）	32	74	100	100	100	100

② 避難所の整備（まちづくり推進センター）

市民協働課

事業内容

災害時に避難所となるまちづくり推進センターについて、高齢者が安心して避難生活を送ることができるよう、環境整備に努めます。

〈現状〉

まちづくり推進センターの大規模改修時等に環境整備を進めています。

〈施策の方向性〉

まちづくり推進センターの大規模改修時等に環境整備を進めます。

③ 福祉避難所の充実（高齢者福祉施設）

【新規】

事業内容

大規模災害等により避難生活が長期化するおそれがある場合に、一般の避難所では生活することが困難な、配慮を必要とする方が避難するための福祉避難所である高齢者福祉施設の機能充実を図ります。

〈現状〉

高齢者福祉施設は鳥栖市防災計画において指定福祉避難所として指定されており、一般の避難所での生活が困難な、配慮を必要とする方が避難します。また、必要に応じて適切な関係機関に繋がります。

〈施策の方向性〉

配慮を必要とする方々が安心して滞在できるよう施設整備（バリアフリー化、備品の整備など）を進めます。

④ 施設整備補助金

【新規】

事業内容

地域における医療・介護の充実及び高齢者施設等の防災・減災対策を促進するために、施設及び設備等の整備事業について支援します。

〈現状〉

国の補助事業を活用し、高齢者施設等の施設・設備の整備や改修に対し、補助金を交付しています。

〈施策の方向性〉

今後も、介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、高齢者施設等の利用者の安心・安全を確保するため、継続して実施します。

4. 見守り・支えあいのネットワーク構築

① 高齢者等見守りネットワーク事業

事業内容

ア 見守りネットワーク協力事業者の登録

登録された協力事業者が日常業務内で地域の高齢者等の見守りを行うとともに、異変等を発見したときに、迅速に対応できる体制を確保します。また、協力事業者に登録証及びステッカーを交付します。

イ 行方不明高齢者等事前登録

認知症の人等行方不明のおそれのある高齢者等の情報を家族等による届出により事前に登録し、市、地域包括支援センター、警察署の３者で情報共有を行います。また、事前登録届出者にＱＲコード^(注)を付与したシールを交付することで、行方不明時の支援者との円滑な連絡体制の構築及び早期保護につなげます。

(注) ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

〈現状〉

独居高齢者の増加が予想されるため、地域の高齢者等の見守り体制の強化のために協力事業者の登録を推進しています。また、ＱＲコードを付与したシールについての周知のために、地域の団体等と連携してシールを活用した声掛け訓練を実施しています。

〈施策の方向性〉

民間事業者及び各種関係機関との連携を一層強化し、地域での見守り体制を強化することで、高齢になっても安心して生活できるよう支援します。

項目		実 績			目 標		
		R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
協力事業者総数（事業者）		42	44	45	47	50	53
事前登録者総人数 （人）	延べ人数	60	69	71	73	75	77
	実人数 ^(注)	37	38	39	40	41	42

(注) 死亡者及び転出確定者を除く人数

② 緊急通報システム事業

事業内容

ひとり暮らし高齢者等が、自宅での急病や事故の際に警備会社へ通報することにより、迅速な緊急援助を提供します。

〈現状〉

利用者は施設入所等の理由から減少傾向にありますが、3 か年度平均して年間 64 回ほどの起動員出動実績があり、利用者の不安感解消に寄与しています。

〈施策の方向性〉

高齢化、核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しています。その中で本事業は、持病や認知症による在宅生活への不安感の解消を図る取組として継続してきました。一方で、近年、民間事業者により IoT 等を活用した様々な見守りサービスが提供されてきています。そのため、緊急時の見守り体制について、高齢者や支援者のニーズを踏まえ、より個々の実態に合ったサービスを利用してもらえよう事業内容の見直しを検討します。

項目	実 績			見 込 み		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (見込み)	R9 年度	R10 年度	R11 年度
利用者数（人）	96	75	70	70	70	70

③ ふれあいネットワーク事業

事業内容

地域の中から募った民生委員をはじめとするネットワーク活動協力者がひとり暮らし高齢者等を訪問し、生活及び健康状態の観察や、話し相手、相談相手となることで、高齢者の不安感や孤独感の解消に努めます。

〈現状〉

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しているため、高齢者の不安感や孤独感の解消を目的とした本事業の重要性は高まっています。

反面、ネットワーク協力者の負担感が増大しており、ネットワーク協力者の確保が懸案事項となっています。また、都市化の進展に伴う地域住民の結びつきの希薄化により、ネットワーク活動の拡大が思うように進んでいない実状もあります。

〈施策の方向性〉

今後も更なる高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯はさらに増加すると想定されます。ひとりになることで不安を抱える高齢者が増加することが予想されるため、今後も継続して実施します。

項目	実 績			目 標		
	R6 年度	R7 年度	R8 年度 (見込み)	R9 年度	R10 年度	R11 年度
訪問回数（回）	22,223	19,957	18,000	18,000	18,000	18,000
ネットワーク協力者数 （人）	541	509	456	450	450	450
対象者数（人）	218	211	194	190	190	190

④ 家族介護者交流会事業

鳥栖地区広域市町村圏組合

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

家族介護者の交流と介護技術を高めることにより、介護負担の軽減を図り、高齢者の権利が守られるように支援します。

〈現状〉

「みんなの介護塾（令和元（2019）年度以前の名称は、「家族介護者交流会）」及び参加者を男性の介護者に限定した交流会である「男の介護塾」を実施しています。令和4（2022）年度は5回開催し、情報交換会や創作活動を通して、家族介護者の負担軽減を図ることができました。

〈施策の方向性〉

家族介護者の介護負担軽減は、在宅介護を継続する上で重要であるため、事業の周知を強化しつつ今後も推進します。

項目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
家族介護交流会開催数	4	5	6	6	6	6
男の介護塾開催数	1	2	2	2	2	2



1. 認知症施策の推進

本項における以下5つの施策内容（現状・施策の方向性等）については、「第5章 鳥栖市認知症施策推進計画」を参照ください。

- ①認知症サポーターの要請・活動促進
- ②認知症地域支援推進員の配置
- ③認知症カフェの支援
- ④認知症初期集中支援事業
- ⑤認知症相談室事業

2. 包括的支援事業

① 地域包括支援センター運営事業

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

1. 包括的支援事業

包括的支援事業は、以下の4つの事業で構成されています。

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、要支援認定者及び総合事業対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者）等が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです。

②総合相談・支援事業

総合相談・支援事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行うものです。業務内容としては、総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等があります。

③権利擁護事業

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。事業内容としては、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等があります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員（ケアマネジャー）が実践できるように受け皿となる地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員（ケアマネジャー）のサポートを行います。

2. 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行うものです。

〈現状〉

現在、市内4か所の事業所へ委託しています。

- ・鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター（鳥栖地区・鳥栖北地区）
- ・鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター（田代地区・基里地区）
- ・鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター（若葉地区・弥生が丘地区）
- ・鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター（麓地区・旭地区）

〈施策の方向性〉

高齢者人口の増加等に伴い、状況によっては設置圏域の見直しが見込まれます。介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が連携することができるよう関係機関との連携を強化し、地域包括支援ネットワークの構築に努めます。

② 地域ケア会議

事業内容

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域包括支援センター又は市が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。

また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりへつなげます。

〈現状〉

個別ケースについて検討する「地域ケア個別会議」において、高齢者等個別の課題への対応を、本人や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健・医療・福祉の専門職、地域住民や行政等が参加し、多様な視点から検討することで、高齢者等が地域において尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるように支援しています。

また、「自立支援ケア会議」において、総合事業対象者、要支援1、2及び要介護1のケアプラン※について、薬剤師※、理学療法士※、作業療法士※、管理栄養士、歯科衛生士といった専門職が自らの立場から高齢者の自立につながるようなアドバイスを行っています。

さらに、地域ケア個別会議等で挙げられた地域課題等については、「協議体（P71「②協議体の設置」に掲載）」において、共有し資源開発等につなげています。

〈施策の方向性〉

高齢者の個別事例にあられる地域の課題の抽出・分析と参加者間での共有を通して、多職種にわたる自立支援に向けた意識の醸成を図ります。また、定期的に自立支援ケア会議を開催し地域課題や社会資源を共有することで、地域課題の解決や新たな総合事業の開発について関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの充実につなげます。

3. 高齢者の権利擁護

本項における以下5つの施策内容（現状・施策の方向性等）については、「第6章 鳥栖市成年後見制度利用促進基本計画」を参照ください。

- ①成年後見制度利用支援事業
- ②成年後見制度利用の促進事業
- ③「わたしの栖ノート」普及事業
- ④地域連携ネットワークづくり
- ⑤担い手の確保・育成等の推進

⑥ 養護老人ホームへの老人保護措置

事業内容

環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な者に対して、養護老人ホーム※への措置での入所を行い、高齢者が健康で安心した生活を送ることができるよう支援します。

〈現状〉

経済的な困窮等で施設入所ができず、親族の支援も受けられない高齢者は増加しており、それに伴い相談件数も増えています。

〈施策の方向性〉

環境上の理由及び経済的な理由から、居宅での生活が困難な高齢者を把握し、保護措置をすることで生活改善へつなげています。今後も各関係機関と連携し、対象者の把握及び適切な措置対応に取り組みます。

項目	実 績			見 込 み		
	R6年度	R7年度	R8年度 (見込み)	R9年度	R10年度	R11年度
措置者数（人）	29	27	30	33	36	39

⑦ 高齢者虐待相談対応事業

鳥栖地区広域市町村圏組合

事業内容 （鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

高齢者虐待の未然防止や早期発見を行い、適切な支援につなげるなど、継続的な見守りによる再発防止のために、地域における様々な関係機関のネットワークを構築します。

また、高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、高齢者虐待防止法や相談・通報窓口を市民に周知するとともに、養護者の負担軽減のため、認知症等に対する正しい理解や介護知識の普及、介護保険制度等の利用を促進します。

〈現状〉

年に1回、高齢者虐待対応研修会を構成市町・地域包括支援センター職員を対象に実施しています。

〈施策の方向性〉

警察、介護保険事業者、医療機関、民生委員児童委員、自治会をはじめとする地域福祉組織等の関係機関との連携を強め、迅速な対応を図ります。

⑧ 「消費者被害防止」出前講座

市民協働課

事業内容

悪質商法の手口や防止策等について、消費生活センターに寄せられる相談事例等を交えて情報提供することにより、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

〈現状〉

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域の「いきいきサロン」等に出向き、悪質商法の手口や防止策等についての出前講座「だまされんばい！悪質商法」を実施しています。

〈施策の方向性〉

高齢者の消費者被害が増加・深刻化することを防ぐため、今後も継続して取り組みます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
開催回数（回）	7	8	9	8	8	8
参加者数（人）	155	133	160	230	230	230

⑨ 鳥栖市消費者安全確保地域協議会

市民協働課

事業内容

消費者被害の防止、消費生活上特に配慮を要する高齢者等の消費者の見守り及び消費者安全の確保の推進に関して協議を行い、鳥栖警察署や鳥栖市社会福祉協議会等を含めた関係機関と情報の共有及び相互の連絡調整を図ります。

〈現状〉

消費者の利益の擁護及び増進に関連する関係機関及び関係団体が連携し、鳥栖市における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、令和 5（2023）年 3 月に鳥栖市消費者安全確保地域協議会を設置しました。

〈施策の方向性〉

必要に応じて協議会を開催し、協議会の構成員となっている関係機関による情報共有や助言等を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止、高齢者や障害者等の配慮を要する消費者を見守るための連携を強化していきます。

項 目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
協議会開催回数（回）	-	1	2	2	2	2

4. 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携推進事業

鳥栖地区広域市町村圏組合

事業内容（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

高齢者が住み慣れた地域で必要な医療及び介護を受け安心して自分らしい生活が継続できるよう、地域の医療従事者及び介護従事者等が、在宅医療と介護の連携を推進することで、高齢者及びその家族への効果的な支援体制の強化を図ります。

〈現状〉

鳥栖三養基医師会に一部委託し、医療・介護関係者の情報共有の基盤づくりや課題の共有、地域住民に向けた研修会等の企画運営等を行っています。また、介護を必要とする患者が、退院後に切れ目なく介護サービスを受けられるようにするため、病院と介護支援専門員（ケアマネジャー）が入院時から情報を共有し、退院に向けた連絡・調整を行う仕組みである退院調整ルールを作成し、運用しています。

令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、在宅医療・介護連携の現状把握、課題抽出及び対応策を検討する協議会は書面会議で行いましたが、研修会は対面とオンラインのいずれでも参加可能な形式で行ったことにより、多くの方が研修を受けることができました。

〈施策の方向性〉

在宅医療・在宅介護の連携は、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるために必要であるため、研修会等を継続して行い、医療・介護従事者及び地域住民への普及啓発を継続していきます。

項目	実 績			目 標		
	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度	R7年度	R8年度
協議会開催数（回）	2	1	2	2	2	2
研修会開催数（回）	3	2	2	2	2	2